

障害福祉制度を取り巻く状況

目 次

1 障害者の現状等	1
2 障害福祉施策の状況	25
3 平成27年度報酬改定に向けて	37

1 障害者の現状等

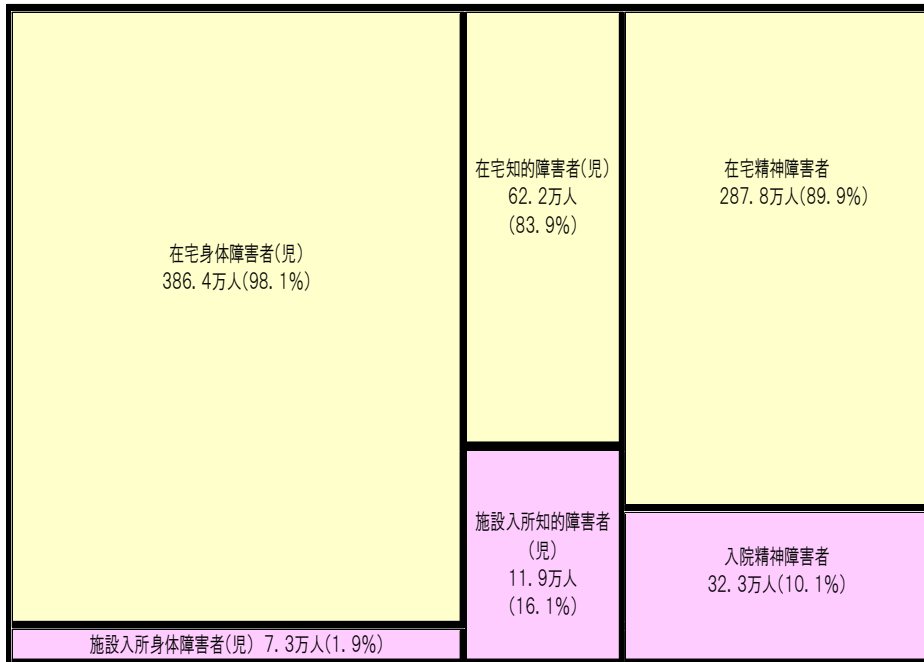
障害者の数

- 障害者の総数は787.9万人であり、人口の約6.2%に相当。
- そのうち身体障害者は393.7万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は320.1万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

（在宅・施設別）

障害者総数 787.9万人（人口の約6.2%）
うち在宅 736.4万人（93.5%）
うち施設入所 51.5万人（6.5%）

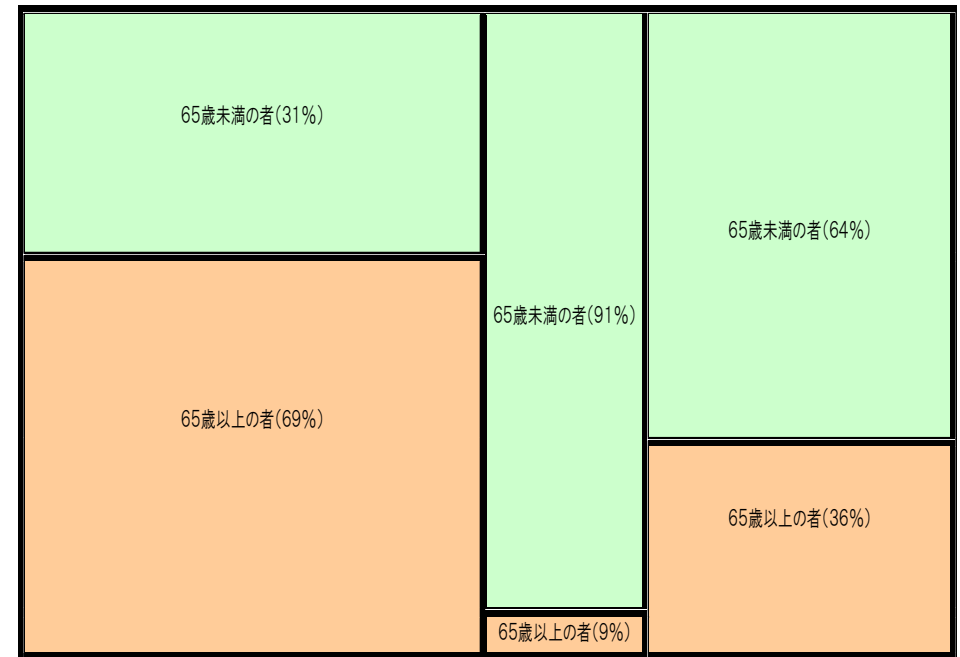
身体障害者（児） 393.7万人 知的障害者（児） 74.1万人 精神障害者 320.1万人



（年齢別）

障害者総数 787.9万人（人口の約6.2%）
うち65歳未満 50%
うち65歳以上 50%

身体障害者（児） 393.7万人 知的障害者（児） 74.1万人 精神障害者 320.1万人



※身体障害者（児）数は平成23年（在宅）、平成21年（施設）の調査等、知的障害者（児）数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者（児）には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

※平成23年の調査における身体障害者（児）数（在宅）及び知的障害者（児）数（在宅）は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者（児）数（施設）は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。

※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県の石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。

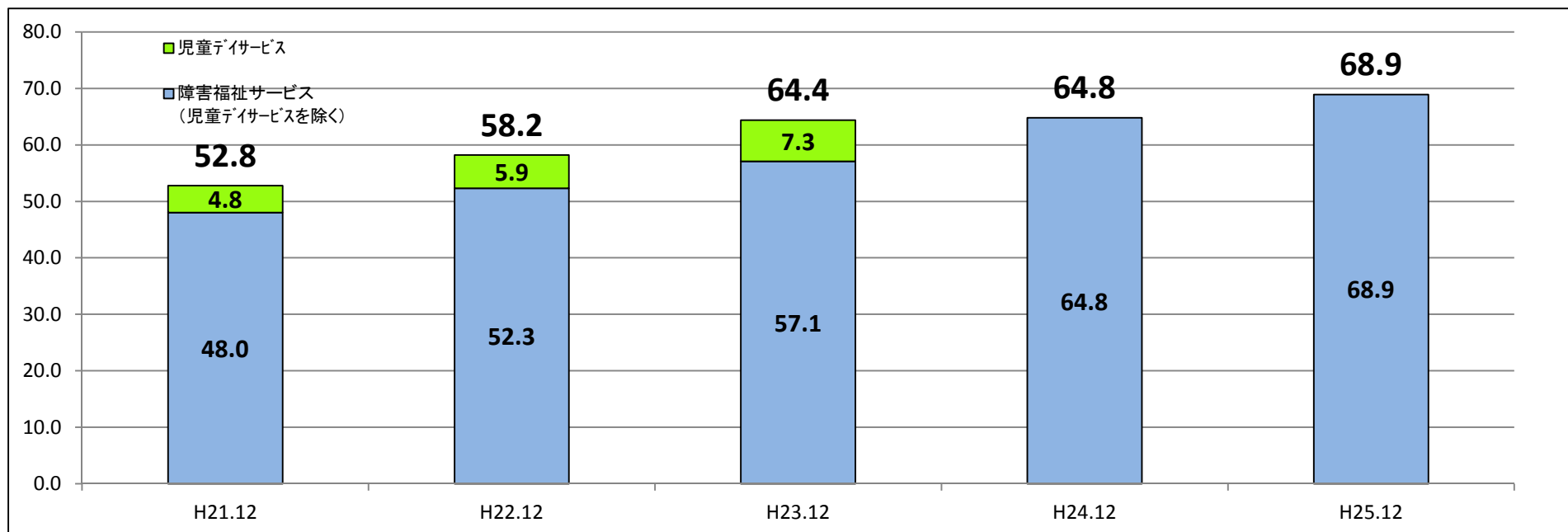
※在宅身体障害者（児）、在宅知的障害者（児）は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等（精神通院医療を除く。）を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

障害福祉サービスにおける実利用者数の推移

平成24年12月から平成25年12月にかけて、障害福祉サービス利用者数全体で6.3%増加している。
一方、精神障害者の利用者数は13.7%の増となっている。

[単位: 万人]



出典: 国保連データ

○平成24年12月→平成25年12月の伸び率(年率)…… 6.3%

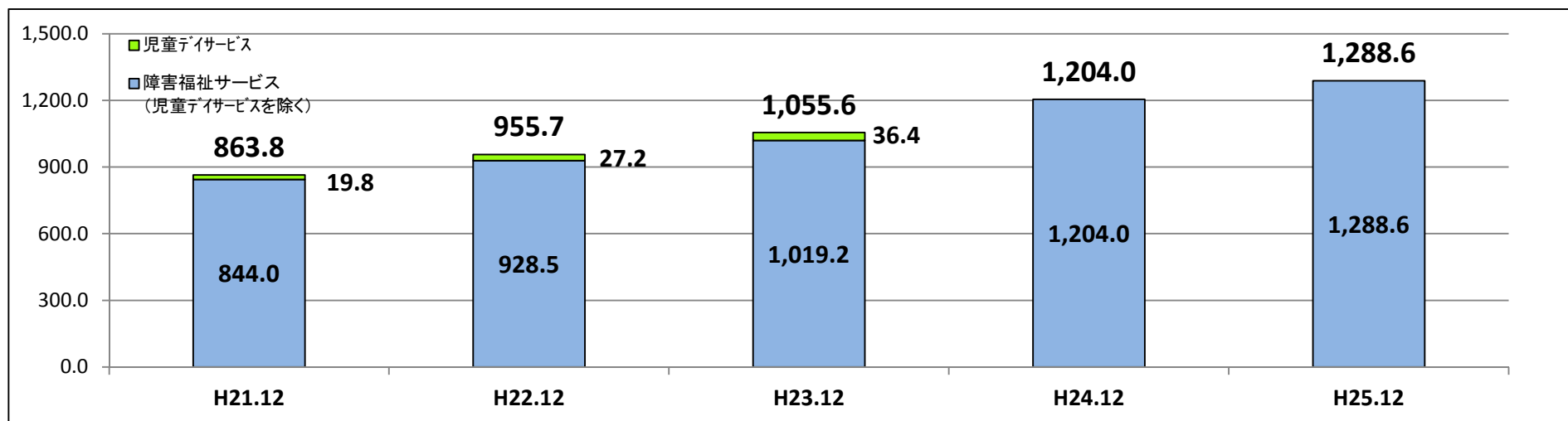
(25年12月の利用者数)

このうち	身体障害者の伸び率……	4.2%	身体障害者……	19.8万人
	知的障害者の伸び率……	4.7%	知的障害者……	33.2万人
	精神障害者の伸び率……	13.7%	精神障害者……	14.1万人
			難病等対象者…	0.07万人(659人)
			障害児………	1.7万人

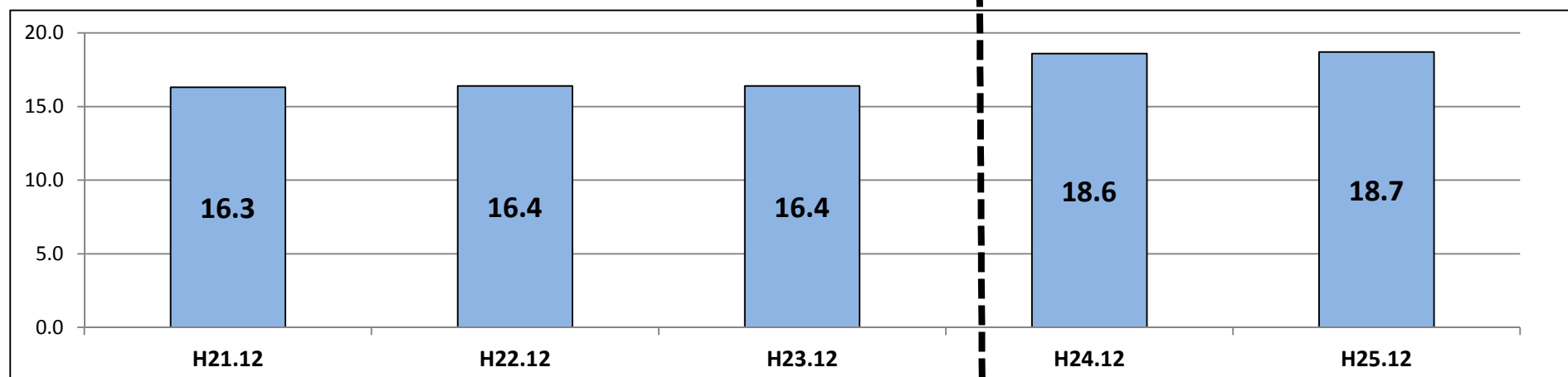
障害福祉サービスにおける総費用額、1人当たり費用月額推移

平成24年12月から平成25年12月にかけて、障害福祉サービス総費用額は6.6%増加している。
また、1人当たり費用月額をみると、平成23年度までは概ね16万円台であったが、新体系完全移行後の平成24年度以降は18万円台で推移している。

○総費用額の推移(単位:億円)



○1人当たり費用月額の推移(単位:万円)



出典: 国保連データ

出典: 国保連データ

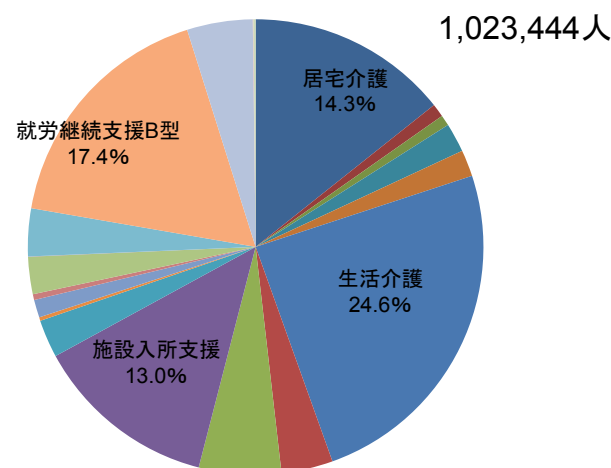
障害福祉サービス等の現状(平成25年12月)

居宅介護、生活介護、施設入所支援及び就労継続支援B型で、延べ利用者数、総費用額ともに、全体の約7割を占めている。

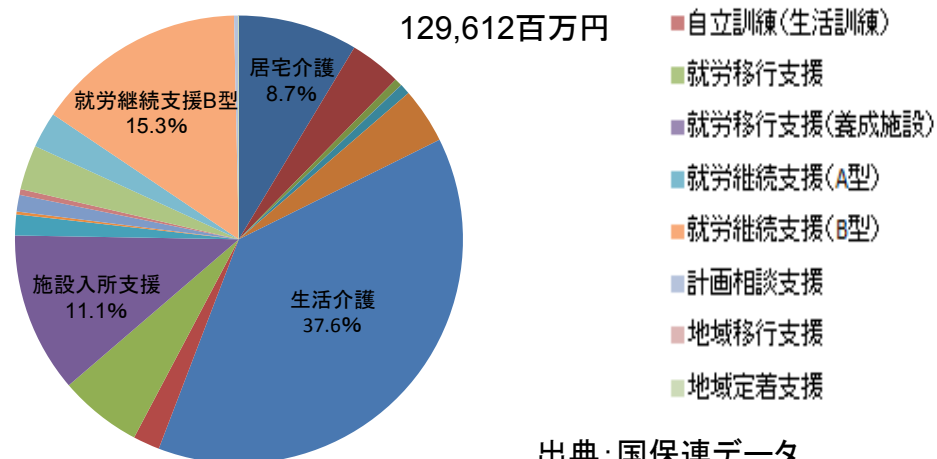
(単位:人、千円)

サービス名	延べ利用者数		総費用額	
	人数	比率	金額	比率
居宅介護	146,404	14.3%	11,275,055	8.7%
重度訪問介護	9,675	0.9%	4,963,950	3.8%
行動援護	7,689	0.8%	701,896	0.5%
重度障害者等包括支援	38	0.0%	25,191	0.0%
同行援護	21,043	2.1%	1,002,025	0.8%
療養介護	19,316	1.9%	5,091,917	3.9%
生活介護	251,506	24.6%	48,764,165	37.6%
短期入所	37,436	3.7%	2,509,173	1.9%
共同生活介護	59,883	5.9%	7,992,512	6.2%
施設入所支援	133,243	13.0%	14,433,779	11.1%
共同生活援助	27,541	2.7%	1,920,851	1.5%
自立訓練(機能訓練)	2,553	0.2%	225,429	0.2%
自立訓練(生活訓練)	12,957	1.3%	1,413,711	1.1%
宿泊型自立訓練	4,175	0.4%	452,084	0.3%
就労移行支援	27,093	2.6%	4,076,987	3.1%
就労移行支援(養成施設)	197	0.0%	13,412	0.0%
就労継続支援A型	34,604	3.4%	4,108,304	3.2%
就労継続支援B型	178,250	17.4%	19,894,129	15.3%
計画相談支援	47,681	4.7%	721,946	0.6%
地域移行支援	525	0.1%	15,576	0.0%
地域定着支援	1,635	0.2%	9,623	0.0%
総合計	1,023,444	100.0%	129,611,715	100.0%

障害福祉サービス等延べ利用者数



障害福祉サービス等総費用額

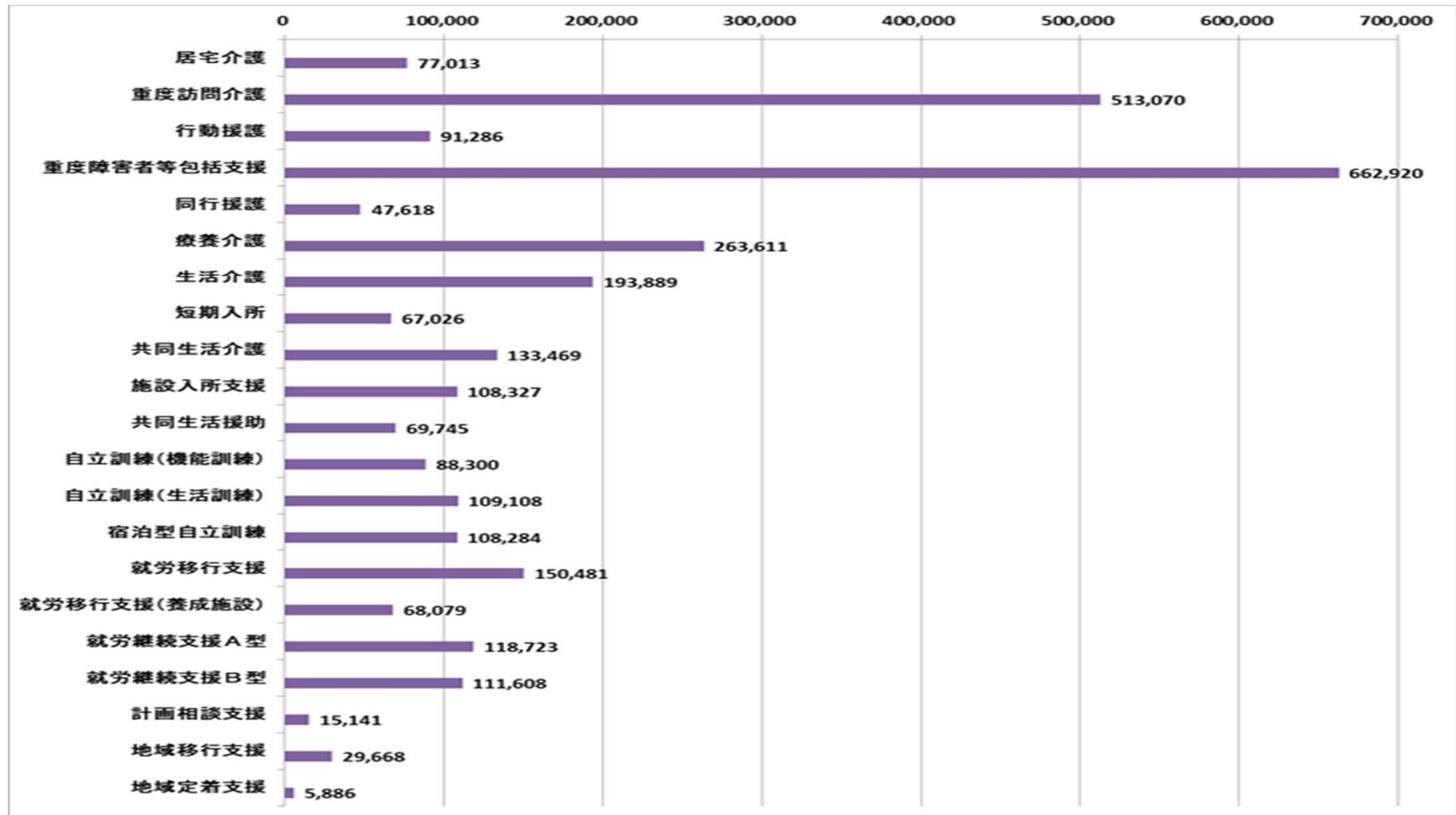


出典:国保連データ

障害福祉サービス等におけるサービス種類別の1人当たりの費用月額(平成25年12月)

重度障害者等包括支援、重度訪問介護、療養介護において、1人当たり費用月額が高くなっている。

(単位:円)



出典:国保連データ

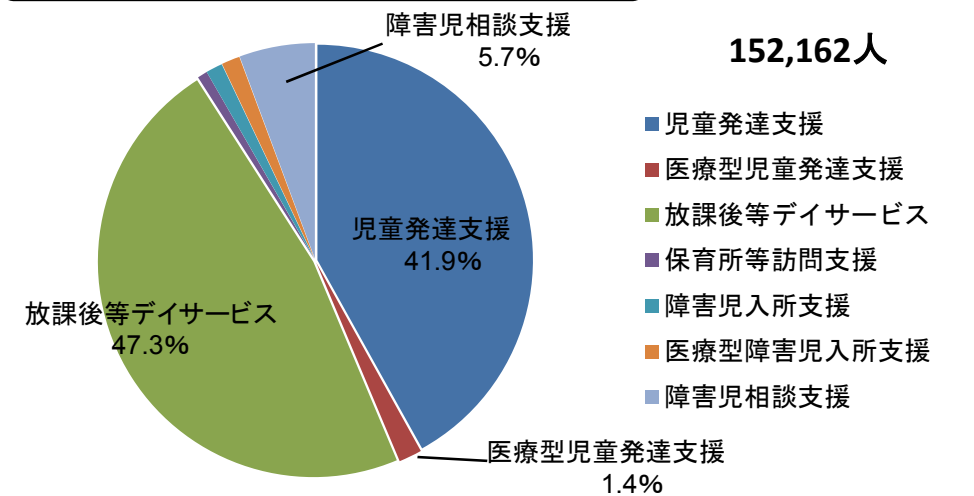
障害児給付費の現状(平成25年12月)

児童発達支援と放課後等デイサービスで、延べ利用者数、総費用額ともに、全体の約9割を占めている。

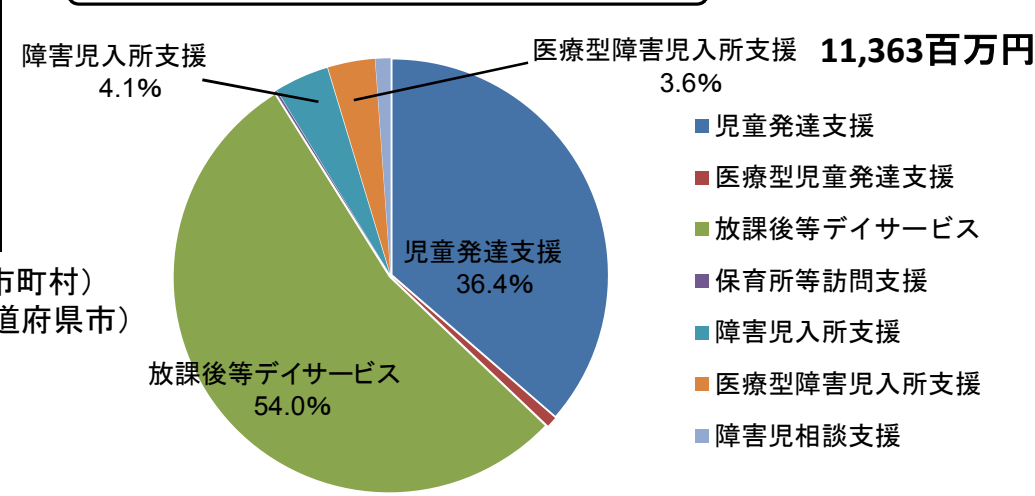
(単位: 人、千円)

サービス名	延べ利用者数		総費用額	
	人数	比率	金額	比率
児童発達支援	63,788	41.9%	4,130,976	36.4%
医療型児童発達支援	2,647	1.7%	86,766	0.8%
放課後等デイサービス	71,930	47.3%	6,133,085	54.0%
保育所等訪問支援	1,149	0.8%	15,485	0.1%
障害児入所支援	1,899	1.2%	463,793	4.1%
医療型障害児入所支援	2,110	1.4%	404,554	3.6%
障害児相談支援	8,639	5.7%	128,686	1.1%
総合計	152,162	100.0%	11,363,344	100.0%

障害児給付費延べ利用者数



障害児給付費総費用額

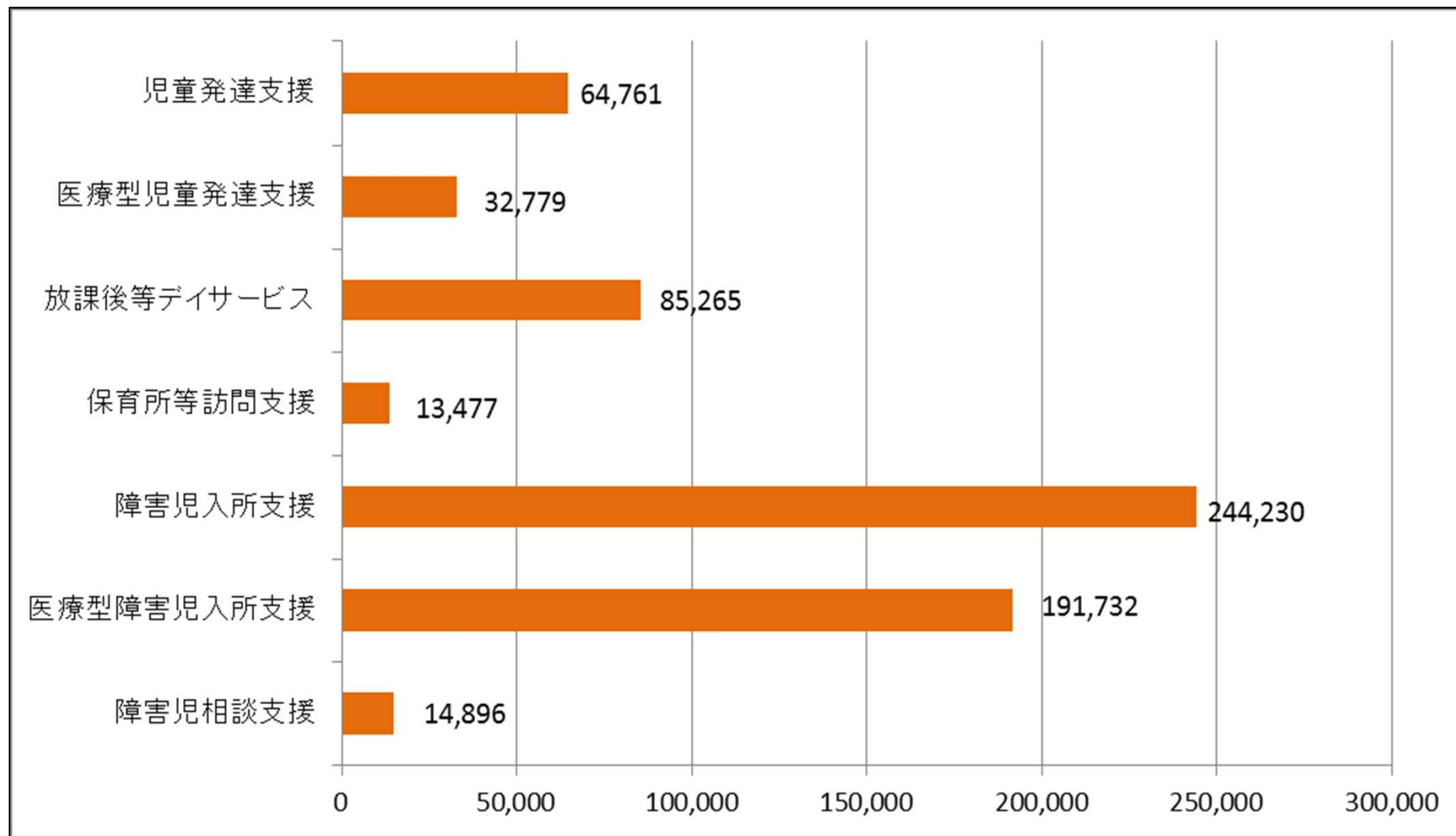


※通所系サービスは国保連委託分のみ(1,719市町村のうち、1,707市町村)
入所計サービスは国保連委託分のみ(69都道府県市のうち、52都道府県市)

障害児給付費におけるサービス種類別の1人当たりの費用月額(平成25年12月)

障害児入所施設、医療型障害児入所施設において、1人当たり費用月額が高くなっている。

(単位:円)

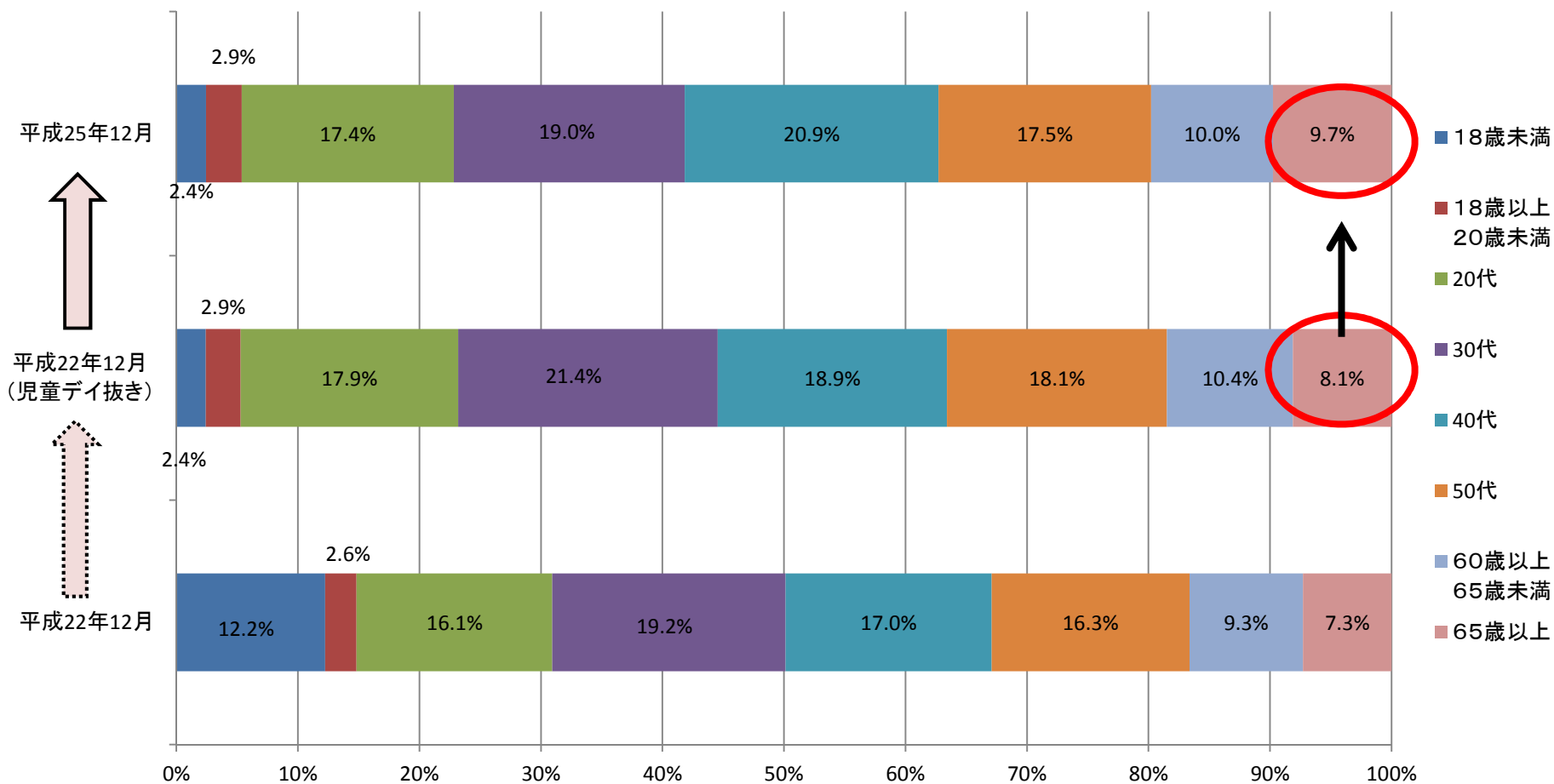


出典: 国保連データ

年齢階層別利用者の状況(障害者総合支援法に基づくサービス利用者)

平成22年12月から平成25年12月にかけて、65歳以上の割合は1.6ポイント増加している。

※平成23年から平成24年の間に、児童デイサービスが障害者総合支援法から児童福祉法に移行したため、平成22年12月の利用者数から児童デイサービスの利用者数を除いて比較している。



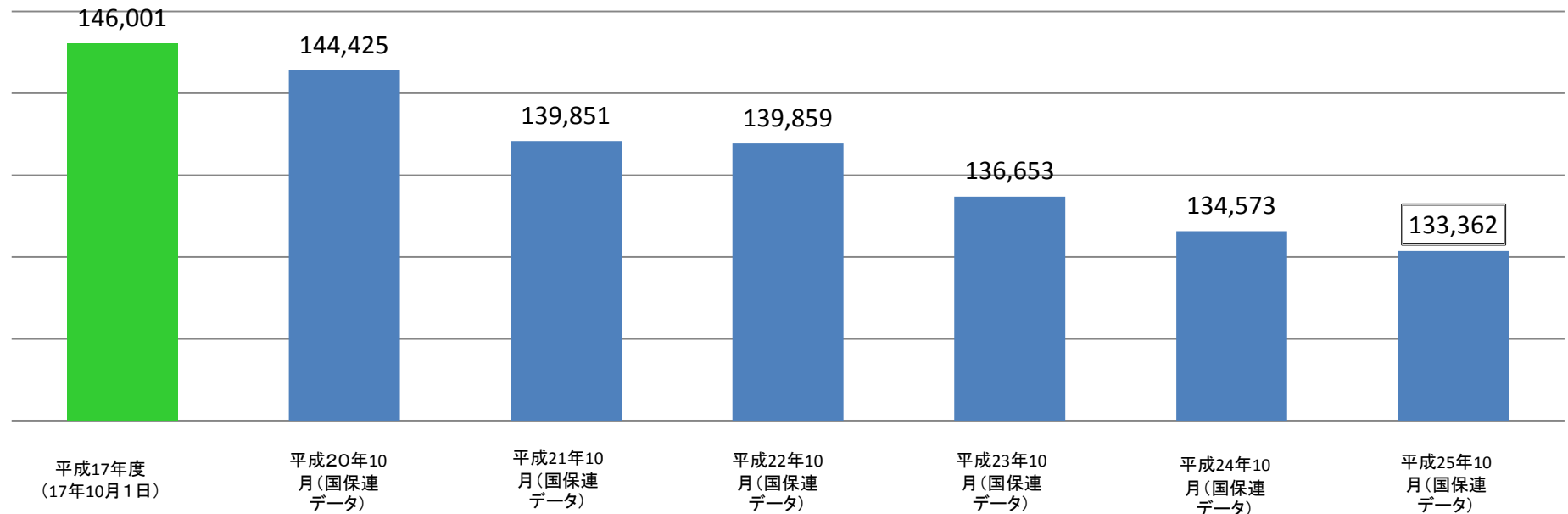
施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法前から着実に減少している。
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

○施設入所者数の推移

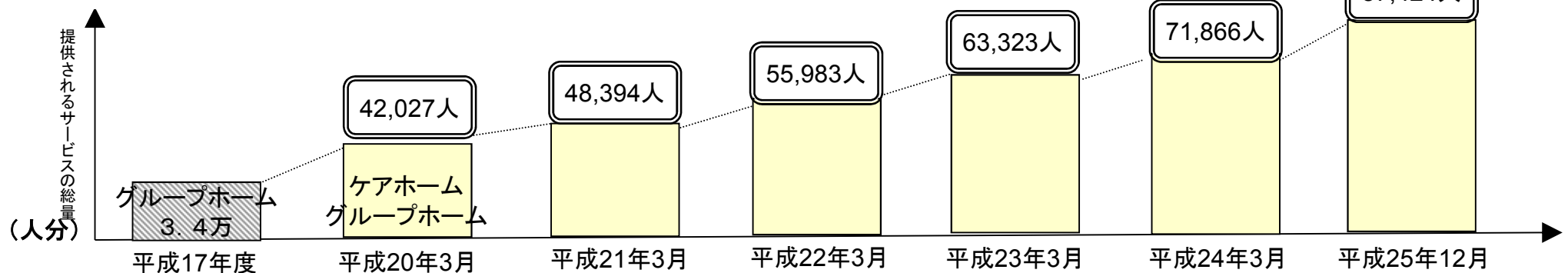
出典：国保連データ速報値等

入所者数(人)



○ケアホーム・グループホームサービス利用実績の推移

出典：国保連データ速報値等



就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数**約788万人**中、18歳～64歳の在宅者数は**約324万人**

(内訳:身111万人、知41万人、精172万人)

一般就労への 移行の現状

① 特別支援学校から一般企業への就職が**約27.7%** 障害福祉サービス(就労系)の利用が**約61.4%**

② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間**1.3%(H15) → 3.7%(H24)**

※就労移行支援からは**20.2%(H24)**

地域 生活

障害福祉サービス（就労系）

・就労移行支援	約 2.3万人
・就労継続支援A型	約 2.4万人
・就労継続支援B型	約16.0万人
(平成24年10月)	

小規模作業所 約0.6万人(平成24年4月)

地域活動支援センター

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/ H15	1.0
2,460人/ H18	1.9 倍
3,293人/ H21	2.6 倍
4,403人/ H22	3.4 倍
5,675人/ H23	4.4 倍
7,717人/ H24	6.0 倍

企 業 等

雇用者数

約40.9万人
(平成25年6月1日時点)
* 50人以上企業

(平成25年度)

ハローワークからの 紹介就職件数

77,833人

(平成25年度)

就 職

就 職

特別支援学校

卒業生19,439人/年 (平成25年3月卒)

918人/年

11,945人/年

5,387人/年

平成26年度障害保健福祉関係予算の概要

(25年度予算額)

(26年度予算)

1兆3,982億円



1兆5,019億円

(対前年度+1,037億円、+7.4%)

(うち復興特会)

57億円

【主な施策】

(対前年度増▲減額)

■ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

1兆4,739億円(+1,054億円)

◇良質な障害福祉サービス等の確保

9,072億円(+842億円)

◇地域生活支援事業の着実な実施

462億円(+2億円)

◇障害福祉サービス提供体制の整備

30億円(▲22億円)

※他に、平成25年度補正予算案で148億円を計上。

◇障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供

2,217億円(+31億円)

◇地域における障害児支援の推進

897億円(+226億円)

◇重度訪問介護などの利用促進に係る市町村支援事業

22億円(±0億円)

◇障害者の自立支援機器の開発促進(新規)

1.5億円

◇芸術活動の支援の推進(一部新規)

1.3億円(+1億円) 等

■ 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

232億円(▲4億円)

◇精神科救急医療体制整備事業費

19億円(▲1億円)

◇認知行動療法の普及の推進

1億円(±0億円) 等

■ 障害者に対する就労支援の推進

11億円(▲1億円)

◇工賃向上のための取組の推進

3.1億円(▲1.2億円) 等

■ 自殺・うつ病対策の推進

4.4億円(+0.2億円)

◇自殺対策に取り組む民間団体への支援

1.3億円(+0.3億円) 等

■ 東日本大震災からの復興への支援

32億円(▲7億円)

◇障害福祉サービス事業所などの災害復旧経費(復興)

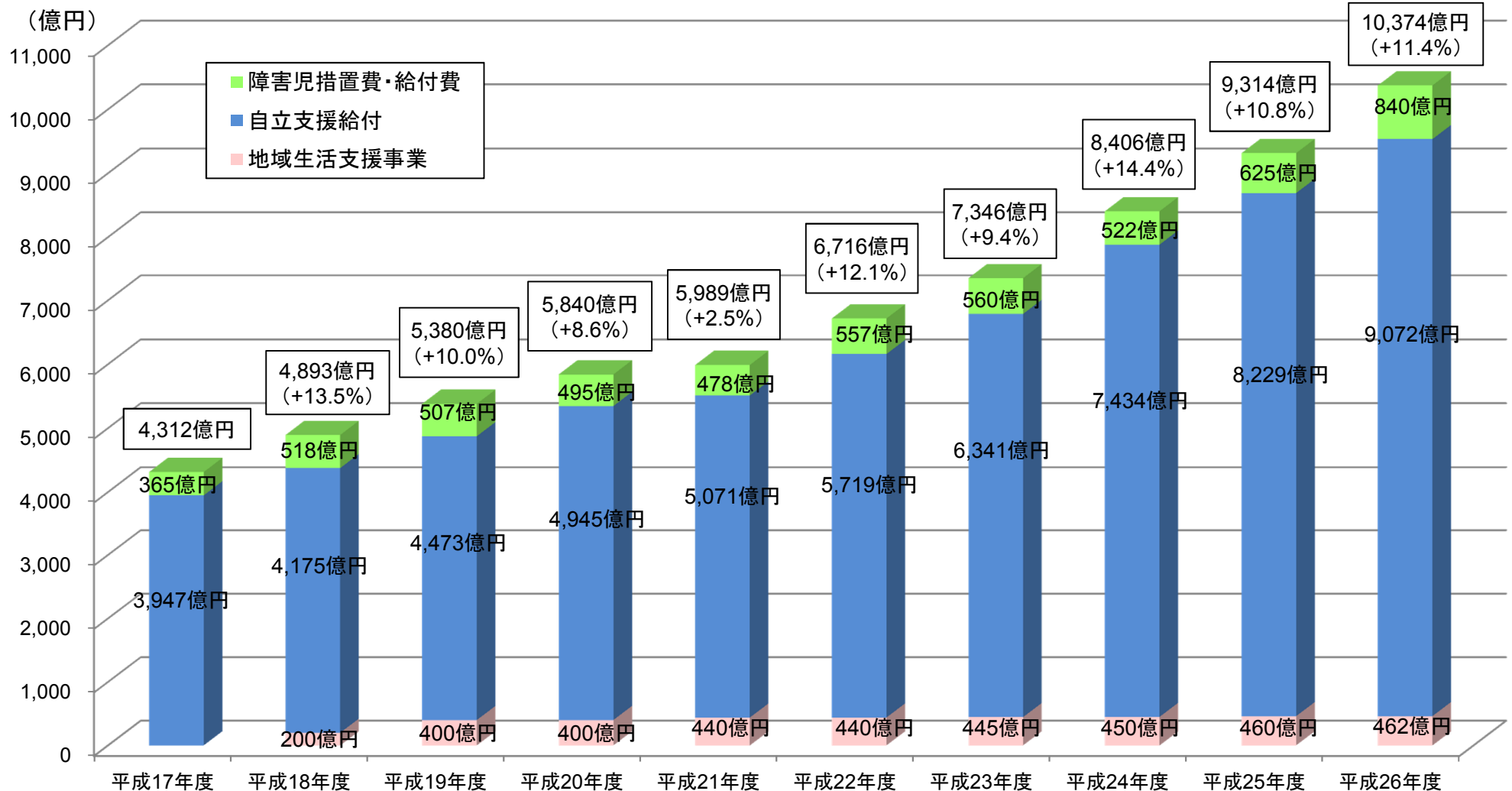
8億円(▲1.6億円)

◇被災地心のケア支援体制の整備(復興)

18億円(±0億円) 等

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

給付費等の状況(障害者総合支援法に基づく介護給付費等)

	利用者数 (実数) (万人)	総費用額 (A) (億円)	給付費 (B) (億円)	利用者負担額 (C) (億円)	事業運営安定化 事業等助成額(E) (億円)	負担率(C/A)	補足給付費(億円)			1人当たり費用額 (A/実利用者数) (万円)
							総額	(内訳)入所施設	(内訳)GH・CH	
H19.11月分	44.8	676.8	641.0	29.0	6.7	4.28%	20.6	20.6	0.0	15.1
H19.12月分	44.9	670.7	633.0	28.5	9.1	4.24%	21.2	21.2	0.0	14.9
H20.1月分	44.9	660.4	621.5	28.1	10.7	4.25%	21.0	21.0	0.0	14.7
H20.2月分	45.0	657.3	619.5	28.4	9.3	4.31%	19.9	19.9	0.0	14.6
H20.3月分	45.6	689.3	652.1	29.0	8.2	4.20%	21.3	21.3	0.0	15.1
H20.4月分	46.3	712.9	675.9	30.2	6.6	4.23%	20.5	20.5	0.0	15.4
H20.5月分	46.7	720.9	683.0	30.3	7.4	4.20%	21.2	21.2	0.0	15.4
H20.6月分	47.0	720.8	683.4	30.5	6.7	4.24%	20.6	20.6	0.0	15.3
H20.7月分	47.5	753.1	726.1	21.5	5.3	2.86%	21.2	21.2	0.0	15.9
H20.8月分	47.5	707.6	675.6	20.9	10.8	2.96%	21.0	21.0	0.0	14.9
H20.9月分	47.9	726.3	697.4	21.2	7.6	2.92%	20.6	20.6	0.0	15.2
H20.10月分	48.2	763.1	735.7	21.5	5.7	2.82%	21.3	21.3	0.0	15.8
H20.11月分	48.5	713.9	682.5	21.0	10.3	2.94%	20.6	20.6	0.0	14.7
H20.12月分	48.8	736.4	705.8	21.2	9.1	2.88%	21.2	21.2	0.0	15.1
H21.1月分	48.6	720.3	688.6	21.0	10.6	2.91%	21.1	21.1	0.0	14.8
H21.2月分	48.8	693.8	661.4	20.8	11.5	2.99%	19.3	19.3	0.0	14.2
H21.3月分	49.4	761.9	732.9	21.5	7.2	2.82%	21.2	21.2	0.0	15.4
H21.4月分	49.9	825.1	797.4	21.8	5.6	2.65%	20.2	20.2	0.0	16.5
H21.5月分	50.7	817.5	785.2	22.0	10.1	2.69%	21.0	21.0	0.0	16.1
H21.6月分	51.3	863.6	835.9	22.5	4.9	2.61%	20.6	20.6	0.0	16.8
H21.7月分	51.8	888.9	866.9	17.2	4.5	1.94%	21.2	21.2	0.0	17.2
H21.8月分	51.8	834.2	807.1	17.0	10.0	2.03%	21.0	21.0	0.0	16.1
H21.9月分	52.1	842.8	817.6	17.0	7.9	2.02%	20.6	20.6	0.0	16.2
H21.10月分	51.8	873.6	850.1	16.9	6.4	1.94%	21.0	21.0	0.0	16.9
H21.11月分	52.3	840.9	814.3	16.9	9.4	2.01%	20.4	20.4	0.0	16.1
H21.12月分	52.8	863.8	836.9	17.1	9.5	1.98%	21.1	21.1	0.0	16.4
H22.1月分	53.0	847.8	819.3	17.1	11.3	2.01%	21.0	21.0	0.0	16.0
H22.2月分	52.9	816.6	788.0	17.0	11.4	2.08%	19.1	19.1	0.0	15.4
H22.3月分	53.9	920.3	896.5	17.5	6.1	1.90%	21.3	21.3	0.0	17.1

	利用者数 (実数) (万人)	総費用額 (A) (億円)	給付費 (B) (億円)	利用者負担額 (C) (億円)	事業運営安定化 事業等助成額(E) (億円)	負担率(C/A)	補足給付費(億円)			1人当たり費用額 (A/実利用者数) (万円)
							総額	(内訳)入所施設	(内訳)GH・CH	
H22.4	54.5	917.2	906.4	3.3	7.2	0.37%	20.3	20.3	0.0	16.8
H22.5	55.3	904.3	890.1	3.4	10.6	0.37%	21.1	21.1	0.0	16.4
H22.6	55.9	952.0	941.7	3.6	6.5	0.38%	20.6	20.6	0.0	17.0
H22.7	56.5	965.5	955.0	3.5	6.7	0.37%	20.8	20.8	0.0	17.1
H22.8	56.6	936.4	923.1	3.5	9.6	0.37%	20.7	20.7	0.0	16.5
H22.9	57.0	942.7	930.5	3.5	8.5	0.37%	20.3	20.3	0.0	16.5
H22.10	57.5	965.7	953.9	3.6	8.0	0.37%	20.9	20.9	0.0	16.8
H22.11	57.8	952.8	940.2	3.6	8.8	0.37%	20.2	20.2	0.0	16.5
H22.12	58.2	955.6	941.7	3.6	10.1	0.37%	20.8	20.8	0.0	16.4
H23.1	58.2	929.2	913.1	3.5	12.4	0.38%	20.7	20.7	0.0	16.0
H23.2	58.4	899.7	882.9	3.5	13.0	0.39%	18.9	18.9	0.0	15.4
H23.3	59.0	993.0	980.7	3.7	8.4	0.37%	20.9	20.9	0.0	16.8
H23.4	59.8	997.6	983.6	3.6	10.1	0.36%	20.0	20.0	0.0	16.7
H23.5	60.6	1,008.1	992.6	3.7	11.5	0.37%	20.7	20.7	0.0	16.6
H23.6	61.3	1,049.8	1,037.4	4.0	8.2	0.38%	20.1	20.1	0.0	17.1
H23.7	61.9	1,042.6	1,028.4	3.9	10.0	0.37%	20.4	20.4	0.0	16.8
H23.8	62.1	1,052.7	1,038.6	3.9	9.9	0.37%	20.3	20.3	0.0	16.9
H23.9	62.5	1,030.8	1,015.3	3.9	11.3	0.38%	19.8	19.8	0.0	16.5
H23.10	63.3	1,062.7	1,048.3	4.1	10.1	0.38%	26.5	20.3	6.2	16.8
H23.11	64.0	1,055.4	1,040.0	4.1	11.0	0.39%	26.1	19.7	6.4	16.5
H23.12	64.5	1,055.6	1,038.8	4.1	12.4	0.39%	26.7	20.2	6.5	16.4
H24.1	64.6	1,033.6	1,014.8	4.1	14.4	0.39%	26.8	20.2	6.6	16.0
H24.2	64.8	1,045.2	1,028.2	4.2	12.6	0.40%	25.6	19.0	6.6	16.1
H24.3	66.0	1,109.4	1,094.9	4.4	9.8	0.40%	27.0	20.2	6.7	16.8
H24.4	62.0	1,143.4	1,133.5	2.6	7.0	0.23%	26.7	19.6	7.1	18.4
H24.5	62.4	1,199.9	1,191.0	2.7	5.9	0.22%	27.5	20.4	7.1	19.2
H24.6	63.3	1,200.1	1,190.5	2.7	6.5	0.23%	27.4	20.1	7.3	18.9
H24.7	63.7	1,232.9	1,223.8	2.7	6.1	0.22%	27.7	20.4	7.3	19.4
H24.8	63.9	1,213.0	1,202.6	2.7	7.4	0.22%	27.8	20.4	7.4	19.0
H24.9	64.1	1,175.7	1,164.1	2.6	8.7	0.22%	27.3	19.9	7.5	18.3
H24.10	64.6	1,272.8	1,264.1	2.7	5.6	0.22%	28.1	20.6	7.5	19.7
H24.11	64.7	1,228.1	1,218.1	2.7	7.0	0.22%	27.4	19.9	7.5	19.0
H24.12	64.8	1,204.0	1,192.1	2.7	8.9	0.22%	28.0	20.5	7.5	18.6
H25.1	64.6	1,184.6	1,171.8	2.6	9.9	0.22%	27.9	20.4	7.5	18.3
H25.2	64.9	1,137.3	1,123.6	2.6	10.8	0.23%	26.2	18.6	7.6	17.5
H25.3	65.7	1,248.5	1,237.6	2.8	7.7	0.22%	28.2	20.5	7.7	19.0

	利用者数 (実数) (万人)	総費用額 (A) (億円)	給付費 (B) (億円)	利用者負担額 (C) (億円)	事業運営安定化 事業等助成額(E) (億円)	負担率(C/A)	補足給付費(億円)			1人当たり費用額 (A/実利用者数) (万円)
							総額	(内訳)入所施設	(内訳)GH・CH	
H25.4	66.5	1,264.8	1,261.6	2.9	0	0.23%	27.7	19.9	7.8	19.0
H25.5	67.1	1,305.7	1,302.5	2.9	0	0.22%	28.5	20.6	7.9	19.5
H25.6	67.3	1,258.6	1,255.3	2.9	0	0.23%	28.0	20.0	8.0	18.7
H25.7	67.7	1,341.7	1,338.5	2.9	0	0.22%	28.3	20.3	8.0	19.8
H25.8	67.8	1,268.6	1,265.4	2.8	0	0.22%	28.3	20.2	8.1	18.7
H25.9	68.1	1,253.0	1,249.8	2.8	0	0.22%	27.8	19.7	8.1	18.4
H25.10	68.3	1,346.7	1,343.4	2.9	0	0.22%	28.6	20.4	8.2	19.7
H25.11	68.5	1,283.5	1,280.3	2.9	0	0.23%	28.0	19.7	8.2	18.7
H25.12	68.9	1,288.6	1,285.4	2.9	0	0.23%	28.6	20.3	8.3	18.7

※「事業運営安定化事業等助成額(E)」欄は、事業運営安定化事業及び移行時運営安定化事業による助成分について請求・支払が行われたものである。

※制度改正関係・・・20年4月通所系サービス報酬改定(+4.6%)、20年7月利用者負担の見直し(緊急措置)、

21年4月報酬改定(+5.1%)、21年7月利用者負担の見直し(資産要件の撤廃)

22年4月利用者負担の見直し(低所得者の利用者負担無料化)

23年10月GH・CH利用の際の助成制度の創設、同行援護の創設

24年4月児童デイサービス利用者の児童福祉法への移行、加齢児の障害者自立支援法への移行、報酬改定(+2.0%)等

25年4月障害者総合支援法の施行(障害者の範囲に難病等を追加)

※平成23年3月被災3県(宮城県、岩手県、福島県)の概算請求分は含まない。

＜参考＞給付費等の状況(障害児給付費)

	利用者数 (実数) (人)	総費用額 (A) (億円)	給付費 (B) (億円)	利用者負担額(C) (億円)	事業運営安定化事業等 助成額(E)(億円)	負担率(C/A)	補足給付費(億円)	1人当たり費用額 (A/実利用者数) (万円)
H22.4	25,019	50.9	47.2	0.7	3.1	1.34%	1.2	20.4
H22.5	25,818	52.7	48.8	0.7	3.2	1.35%	1.2	20.4
H22.6	26,137	53.7	50.6	0.8	2.4	1.40%	1.2	20.6
H22.7	26,129	53.8	50.6	0.7	2.5	1.35%	1.2	20.6
H22.8	26,392	52.1	47.7	0.7	3.8	1.32%	1.1	19.8
H22.9	26,577	53.0	49.8	0.7	2.5	1.38%	1.1	20.0
H22.10	26,879	54.5	51.2	0.7	2.5	1.36%	1.2	20.3
H22.11	27,004	53.1	49.9	0.7	2.5	1.39%	1.1	19.7
H22.12	27,021	53.2	49.3	0.7	3.1	1.35%	1.1	19.7
H23.1	27,715	54.0	50.0	0.7	3.3	1.36%	1.2	19.5
H23.2	27,792	51.6	47.9	0.7	2.9	1.44%	1.1	18.6
H23.3	27,741	54.4	50.3	0.7	3.4	1.33%	1.2	19.6
H23.4	26,778	53.2	49.0	0.7	3.4	1.30%	1.2	19.8
H23.5	27,085	55.1	51.4	0.7	2.9	1.30%	1.2	20.3
H23.6	27,347	55.6	52.5	0.7	2.3	1.34%	1.2	20.3
H23.7	27,295	55.1	51.7	0.7	2.7	1.31%	1.1	20.2
H23.8	27,434	54.2	49.9	0.7	3.5	1.29%	1.1	19.7
H23.9	27,730	54.6	51.2	0.7	2.6	1.35%	1.1	19.7
H23.10	27,890	56.0	52.8	0.7	2.4	1.33%	1.2	20.1
H23.11	27,965	54.8	51.6	0.7	2.4	1.36%	1.1	19.6
H23.12	28,018	54.6	50.8	0.7	3.1	1.32%	1.1	19.5
H24.1	28,085	54.3	50.5	0.7	3.2	1.33%	1.1	19.5
H24.2	28,228	53.7	50.4	0.7	2.5	1.39%	1.1	19.0
H24.3	28,158	54.8	50.9	0.7	3.2	1.32%	1.1	19.5
H24.4	88,575	67.9	61.1	2.7	4.1	4.01%	0.7	7.7
H24.5	92,697	75.1	69.4	2.9	2.8	3.92%	0.8	8.1
H24.6	98,645	81.1	74.9	3.2	3.0	3.91%	0.8	8.2
H24.7	104,519	85.7	79.4	3.4	2.9	3.92%	0.8	8.2
H24.8	104,848	86.7	79.2	3.3	4.2	3.85%	0.8	8.3
H24.9	107,281	83.3	76.7	3.4	3.2	4.03%	0.8	7.8
H24.10	110,086	92.9	86.7	3.6	2.6	3.83%	0.9	8.4
H24.11	112,032	90.6	84.2	3.6	2.8	3.92%	0.9	8.1
H24.12	114,952	87.9	80.4	3.5	4.0	4.00%	0.9	7.6
H25.1	115,513	86.4	79.0	3.5	3.9	4.07%	0.8	7.5
H25.2	116,647	88.4	81.3	3.6	3.5	4.06%	0.8	7.6
H25.3	119,718	95.0	87.2	3.7	4.1	3.92%	0.9	7.9

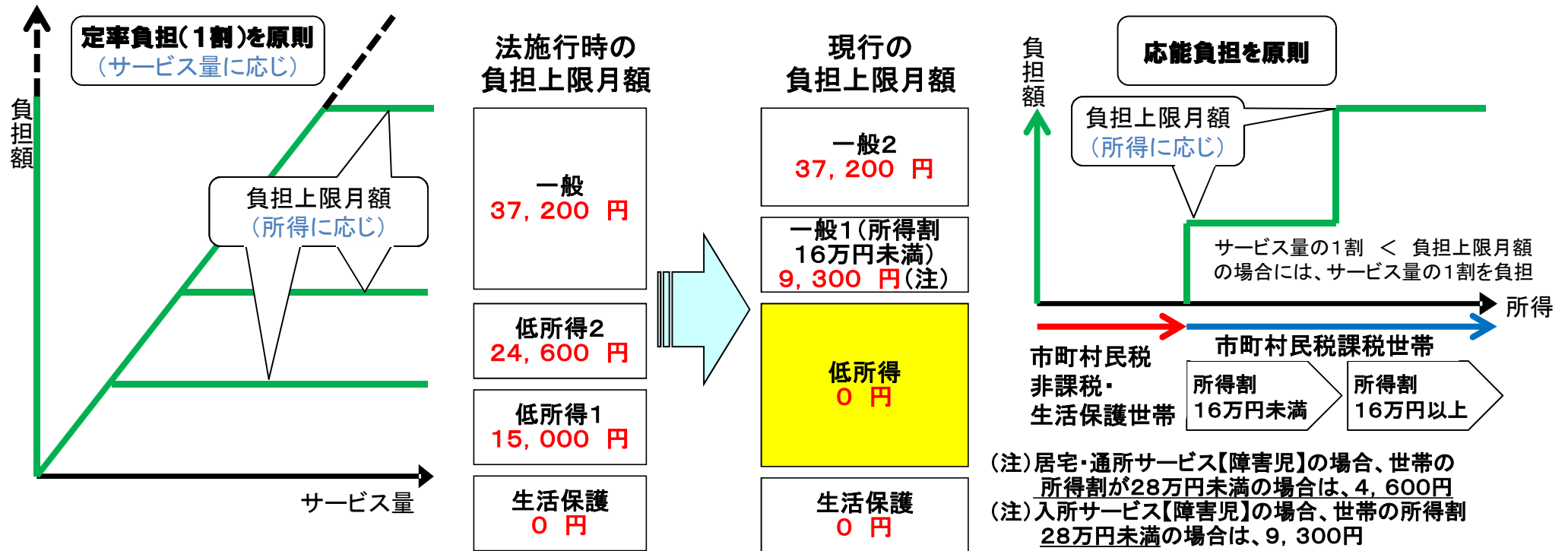
	利用者数 (実数) (人)	総費用額 (A) (億円)	給付費 (B) (億円)	利用者負担額(C) (億円)	事業運営安定化事業等 助成額(E)(億円)	負担率(C/A)	補足給付費(億円)	1人当たり費用額 (A/実利用者数) (万円)
H25.4	114,556	93.2	89.4	3.7	0.0	4.00%	0.8	8.1
H25.5	119,618	100.9	96.9	4.0	0.0	3.92%	0.8	8.4
H25.6	124,012	102.1	98.0	4.1	0.0	4.00%	0.8	8.2
H25.7	130,885	115.8	111.4	4.4	0.0	3.82%	0.8	8.9
H25.8	130,087	108.1	103.8	4.3	0.0	3.95%	0.8	8.3
H25.9	133,169	105.5	101.2	4.3	0.0	4.07%	0.8	7.9
H25.10	136,181	117.6	113.1	4.5	0.0	3.85%	0.9	8.6
H25.11	139,031	113.8	109.2	4.5	0.0	3.99%	0.8	8.2
H25.12	142,356	112.3	107.8	4.6	0.0	4.05%	0.8	7.9

※障害児施設給付費の利用者数等データは平成22年4月分からデータを取得している。

障害福祉サービス等の利用者負担に対する配慮

(居宅・通所サービス【障害者・障害児】、入所サービス【障害児】の場合)

- ◆ 平成18年4月からの障害者自立支援法の施行により、定率負担を原則として、所得に応じて1月当たりの負担上限月額を設定(介護保険並び)。
- ◆ 平成22年4月から、実質的な応能負担として、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化。
- ◆ 平成24年4月から、法律上も応能負担を原則とすることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)。



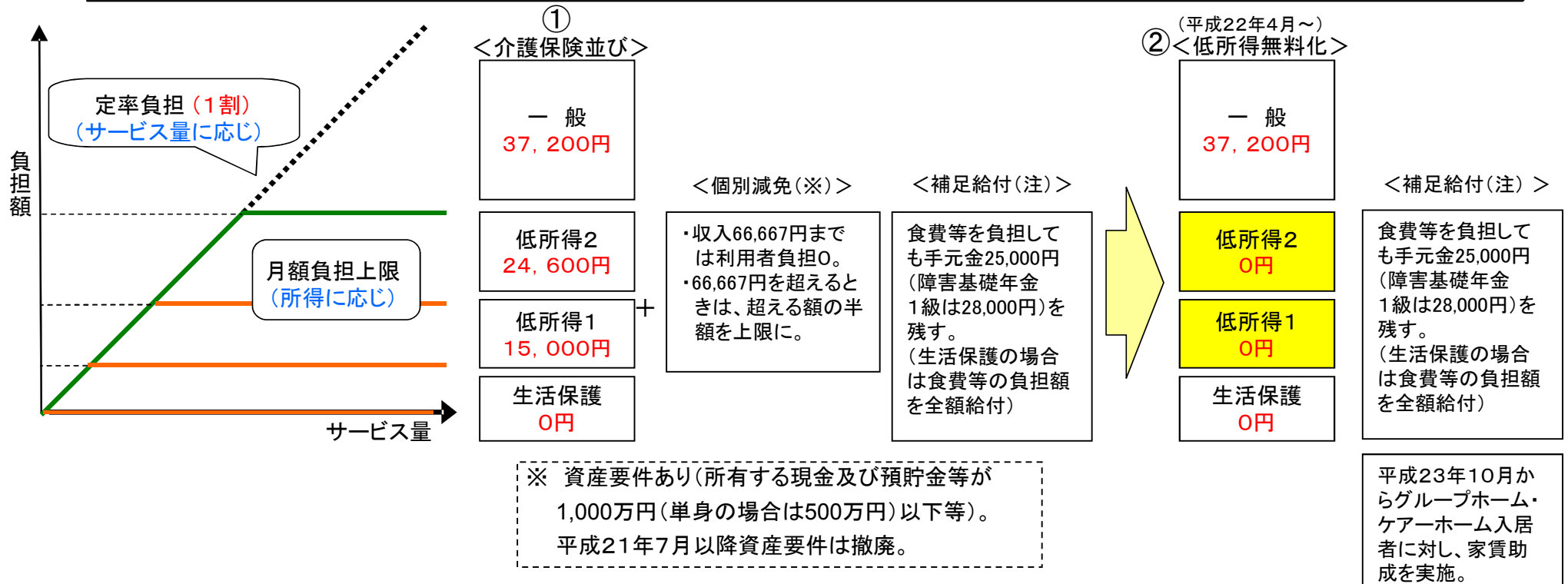
- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

※ 平成20年7月から障害者の負担上限月額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

障害福祉サービス等の利用者負担に対する配慮

(入所サービス【障害者】の場合)

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)。
更に、個別減免、補足給付(手元金制度)を実施。
- ② 平成22年4月から低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化。
- ③ 平成24年4月から法律上も応能負担となることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)。



- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

・緊急措置により平成20年7月から障害者の負担限度額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

平成25年12月の利用者負担額等データ(障害者総合支援法に基づく介護給付費等)

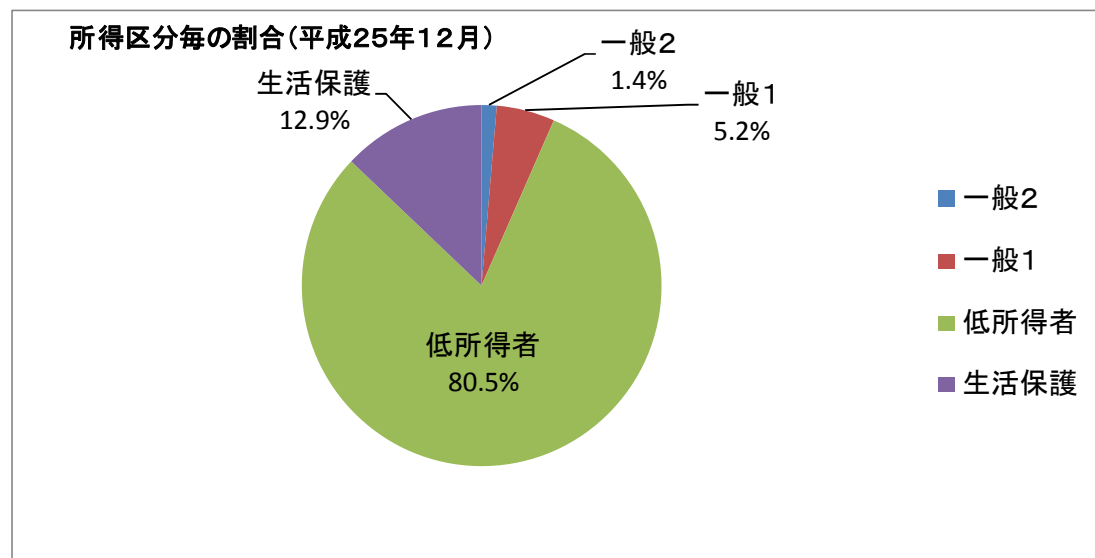
- 障害福祉サービス利用者のうち、**93.4%**が無料でサービスを利用している。(H22.3 11.0% → H25.12 93.4%)
※市町村民税非課税世帯(低所得者、生活保護)は、利用者負担が無料。
- 給付費全体に対する利用者負担額の割合は、**0.22%**となっている。(H22.3 1.90% → H25.12 0.22%)

○障害福祉サービス

所得区分	平成25年12月				
	利用者数 (実数) (万人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)	利用者負担額 (億円)	負担率
一般2	0.9	1.4%	13.5	1.1	8.42%
一般1	3.6	5.2%	39.0	1.8	4.55%
低所得者	55.4	80.5%	1,119.9	—	—
生活保護	8.9	12.9%	116.3	—	—
計(平均)	68.9	100.0%	1,288.6	2.9	0.22%

(参考)

平成22年3月の負担率	
8.69%	一般2
5.67%	一般1
2.29%	低所得2
0.70%	低所得1
—	生活保護
1.90%	計(平均)



(内訳)

入 所: 15.3万人
GH・CH等: 9.1万人
居 宅: 16.9万人
通 所: 27.5万人

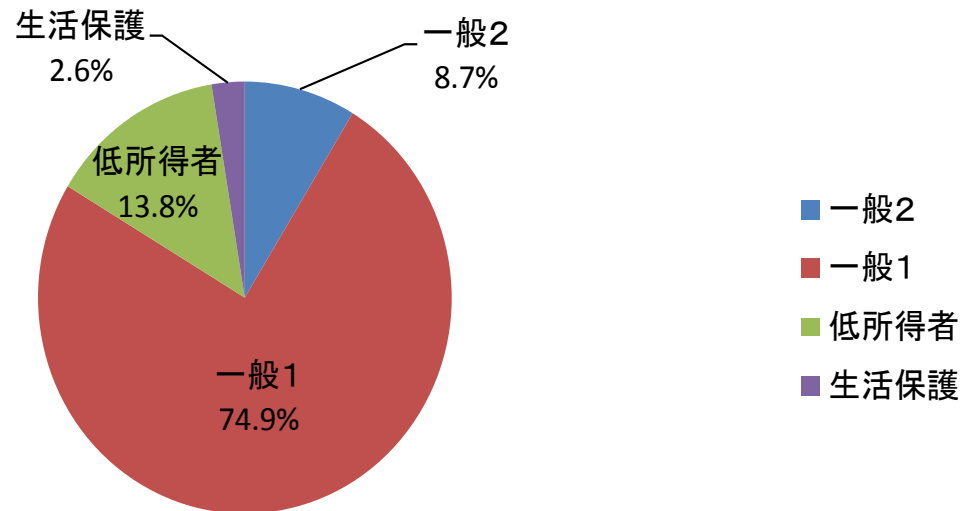
※平成24年3月時点では、

- ①無料でサービスを利用している者の割合は84.8%、
- ②給付費に対する利用者負担額の割合は0.40%、であったが、平成24年4月からの制度改正で、障害者自立支援法の児童デイサービスが児童福祉法の障害児通所支援へ移行したこと等により、障害者自立支援法に係る利用者負担額の割合が減少している。

＜参考＞平成25年12月の利用者負担額等データ(障害児給付費)

所得区分	平成25年12月				
	利用者数 (人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)	利用者負担額 (億円)	負担率
一般2	12,439	8.7%	8.4	0.8	9.76%
一般1	106,599	74.9%	82.0	3.7	4.55%
低所得者	19,648	13.8%	18.2	—	—
生活保護	3,670	2.6%	3.8	—	—
計(平均)	142,356	100.0%	112.3	4.6	4.05%

所得区分毎の利用者数割合(平成25年12月)

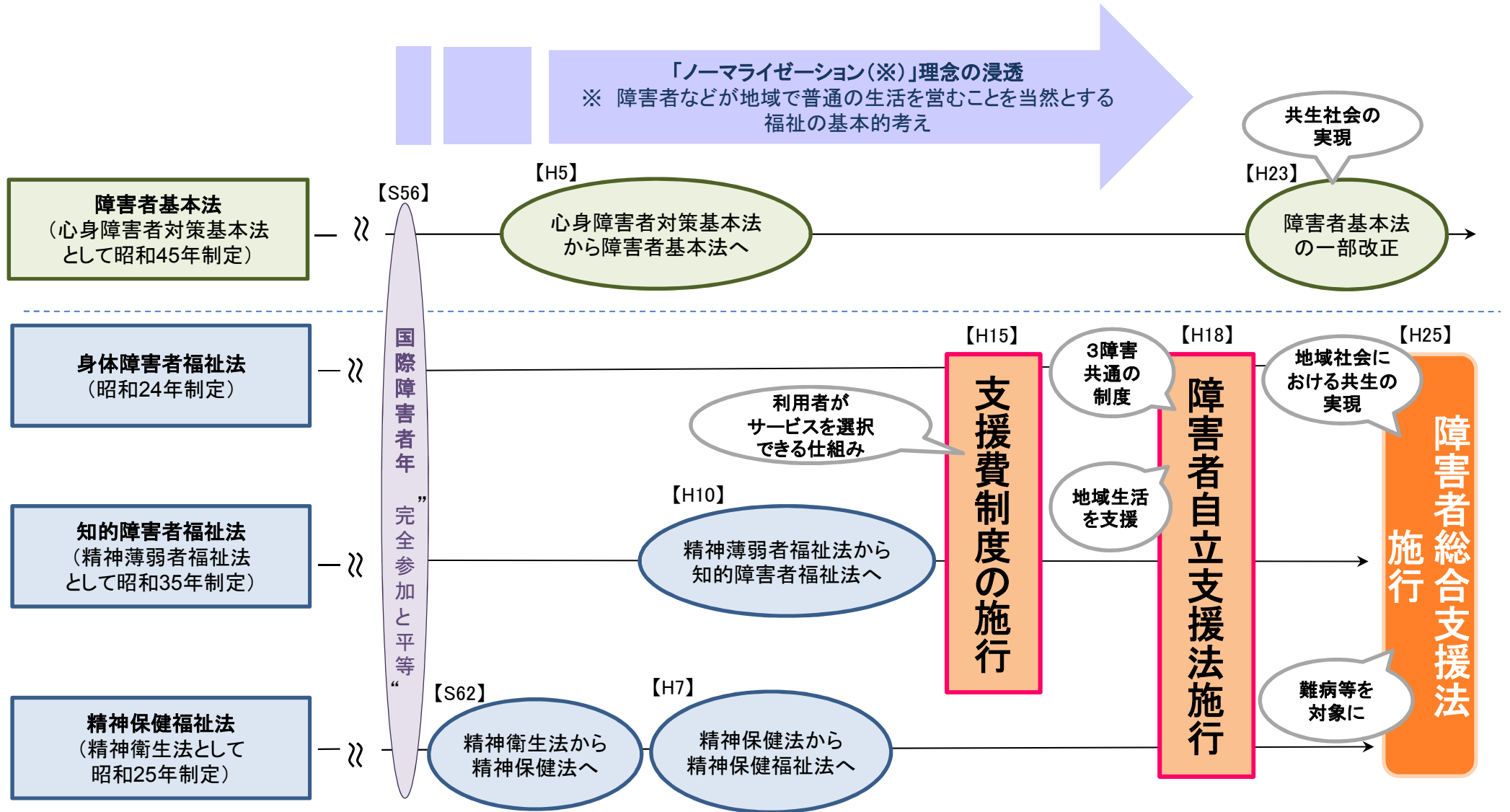


(内訳)

入 所: 0.4 万人
通 所: 13.8 万人

2 障害福祉施策の状況

障害福祉施策の歴史



障害保健福祉施策のこれまでの経緯

	障害者総合支援法関係	その他障害者関連施策の動き
平成18年	4月:「障害者自立支援法」の一部施行(同年10月に完全施行) 12月:法の円滑な運営のための特別対策 (①利用者負担の更なる軽減 ②事業者に対する激変緩和措置 ③新法移行のための経過措置)	4月:「障害者雇用促進法改正法」の施行 10月:「精神保健福祉法」の施行 12月:国連総会本会議で「障害者権利条約」が採択
平成19年	12月:障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 (①利用者負担の見直し ②事業者の経営基盤の強化 ③グループホーム等の整備促進)	9月:「障害者権利条約」へ署名 11月:「身体障害者補助犬法改正法」の成立 (平成20年10月に施行)
平成20年	12月:社会保障審議会障害者部会報告の取りまとめ	12月:「障害者雇用促進法改正法」が成立 (平成21年4月に施行(一部、段階施行あり))
平成21年	3月:「障害者自立支援法等改正法案」国会提出(→7月の衆議院解散に伴い廃案) 9月:連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針	
平成22年	1月:厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意 4月:障がい者制度改革推進会議において議論開始 6月:低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化 12月:障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(閣議決定) 「障害者自立支援法等改正法」(議員立法)が成立(平成24年4月に完全施行)	
平成23年	8月:「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ	6月:「障害者虐待防止法」(議員立法)が成立 (平成24年10月に施行) 7月:「障害者基本法改正法」が成立(同年8月に施行)
平成24年	6月:「障害者総合支援法」が成立(平成25年4月(一部、平成26年4月)に施行) 	6月:「障害者優先調達推進法」(議員立法)が成立 (平成25年4月に施行)
平成25年	4月:基本理念の追加、障害者の範囲の見直し等について施行 	6月:「精神保健福祉法改正法」が成立 (平成26年4月(一部、平成28年4月)に施行予定) 「障害者差別解消法」が成立 (平成28年4月に施行予定) 「障害者雇用促進法改正法」が成立 (平成28年4月(一部、平成30年4月)に施行予定)
平成26年	4月:障害支援区分、ケアホームとグループホームの一元化等について施行	1月:「障害者権利条約」を批准

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)

障害者総合福祉法の 6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正

4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービス
6. 安定した予算の確保

I. 障害者総合福祉法の骨格提言

1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

7. 利用者負担

- ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンブズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

II. 障害者総合福祉法の 制定と実施への道程

1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

- ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに 行うべき課題

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。

3. 障害者総合福祉法の円滑な実施

- ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。

4. 財政のあり方

- ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
- ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

III. 関連する他の法律や分野との関係

1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立、同6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための 関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

＜平成24年4月18日 衆議院厚生労働委員会＞

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、市町村及び都道府県の必須事業については、支援が抜け落ちることなく、適切な役割分担がなされるようそれぞれの行う事業を具体的に定めること。
- 二 意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。
- 三 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 四 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。
- 五 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。
- 六 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。
- 七 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。
- 八 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労をさらに促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に行えるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。
- 九 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。
- 十 常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。

＜平成24年6月19日 参議院厚生労働委員会＞

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、適切な役割分担がなされるよう市町村及び都道府県の行う事業を具体的に定めるなど、地域生活支援事業について、市町村及び都道府県に対し、必要なサービスが十分に提供されるための支援を行うこと。
また、意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。
- 二 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 三 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。
- 四 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。
- 五 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。
- 六 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。
- 七 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労を更に促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に行えるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。
- 八 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。
- 九 常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。
- 十 障害者政策委員会の運営に当たっては、関係行政機関の間で十分調整するとともに、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めていくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公平・中立を旨とすること。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

(平成25年6月13日成立、同6月19日公布)

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。

1. 概要

(1)精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。

(2)保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

(3)医療保護入院の見直し

①医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（＊）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。

＊配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。

②精神科病院の管理者に、

- ・医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置
- ・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携
- ・退院促進のための体制整備

を義務付ける。

(4)精神医療審査会に関する見直し

①精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。

②精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。

2. 施行期日

平成26年4月1日（ただし、1.（4）①については平成28年4月1日）

3. 検討規定

政府は、施行後3年を目途として、施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方、入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

改正前の精神保健福祉法上の保護者制度

「保護者」は、精神障害者に必要な医療を受けさせ、財産上の保護を行うなど、患者の生活行動一般における保護の任に当たらせるために、設けられた制度。

- ① 任意入院者及び通院患者を除く精神障害者に治療を受けさせること
- ② 任意入院者及び通院患者を除く精神障害者の財産上の利益を保護すること
- ③ 精神障害者の診断が正しく行われるよう医師に協力すること
- ④ 任意入院者及び通院患者を除く精神障害者に医療を受けさせるに当たって医師の指示に従うこと
- ⑤ 回復した措置入院者等を引き取ること
- ⑥ 医療保護入院の同意をすることができること
- ⑦ 退院等の請求をすることができること

という役割が規定されている。

【保護者になり得る者とその順位】

- ① 後見人又は保佐人、② 配偶者、③ 親権を行う者、
- ④ ②③の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

改正前の精神保健福祉法上の入院形態

1 任意入院

【対象】 入院を必要とする精神障害者で、入院について、本人の同意がある者

【要件等】 精神保健指定医の診察は不要

2 措置入院

【対象】 入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者

【要件等】 精神保健指定医2名の診断の結果が一致した場合に都道府県知事が措置

3 医療保護入院

【対象】 入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者

【要件等】 精神保健指定医の診察及び保護者の同意が必要

これまでの保護者制度の改正経緯

改正年	改正内容
平成5年	・「保護義務者」の名称を「保護者」に改正
平成11年	・ 治療を受けさせる義務等の対象から任意入院者及び通院患者を除外 ・ 自傷他害防止監督義務を削除 ○衆議院附帯決議 (※参議院でも同旨の決議) 成年後見制度及び社会福祉事業法等の見直しの動向を踏まえ、家族・保護者の負担を軽減する観点から、保護者制度について早急に検討を加え、精神障害者の権利擁護制度の在り方について引き続き検討を進め、その充実を図ること。

例えば・・・

- 幻聴に従って夜中に太鼓を叩くなどの迷惑行為を行っているが、本人は「神様と対話している」と主張し、病気の自覚がないケース。
- 「誰かに追われている」との妄想からいわゆる「ゴミ屋敷」に身を潜め、保健師が入院の説得を試みても、「家で隠れていた方が安全」と主張し、入院の同意をしないケース。

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(概要)

○入院医療中心の精神医療から地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向け、精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性を定める指針。

1. 精神病床の機能分化に関する事項

○機能分化は段階的に行い、人材・財源を効率的に配分するとともに、地域移行を更に推進する。

結果として、精神病床は減少する。

○地域の受け皿づくりの在り方や病床を転換することの可否を含む具体的な方策の在り方について精神障害者の意向を踏まえつつ、保健・医療・福祉に携わる様々な関係者で検討する。

○急性期の患者に手厚い医療を提供するため、医師、看護職員は一般病床と同等の配置を目指す。

○入院期間が1年未満で退院できるよう、多職種チームによる質の高い医療を提供し、退院支援等の取組を推進する。

○1年以上の長期在院者の地域移行を推進するため、多職種による退院促進に向けた取組を推進する。

2. 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

○外来・デイケア等での適切な医療を受けながら地域で生活できるよう、外来医療の提供体制の整備・充実及び地域医療連携を推進する。

○治療中断者等が地域で生活するために必要な医療を受けられるようアウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)を推進する。

○在宅の精神障害者の急性増悪等に対応できるよう24時間365日対応できる医療体制の確保や身体疾患を合併する精神疾患患者の受入体制の確保等により、精神科救急医療体制を整備する。

○精神科外来等で必要と認められた身体疾患に対する医療について適切に提供できるよう、一般の医療機関との連携を強化する。

○保健所や精神保健福祉センター等における相談や訪問支援を通して、早期に必要な医療に適切にアクセスできる体制の整備と関係機関の連携を進める。

○障害福祉サービス事業を行う者等と医療機関との連携を推進するとともに、居住支援に関する施策を推進する。

3. 医療従事者と精神障害者の保健福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

○精神科医療の質の向上、退院支援、生活支援のため、多職種との適切な連携を確保する。

○チームで保健医療福祉を担う専門職種その他の精神障害者を支援する人材の育成と質の向上を推進する。

4. その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

○保健所の有する機能を最大限有効に活用するための方策を、市町村等の他の関係機関の在り方も含めて検討し、当該検討に基づく方策を推進する。

○非自発的入院の場合においても行動の制限は最小の範囲とし、また、インフォームドコンセントに努める等精神障害者の人権に最大限配慮する。

○自殺(うつ病等)、依存症等多様な精神疾患・患者像に対応した医療を提供する。

○精神疾患の予防を図るため、国民の健康の保持増進等の健康づくりの一環として、心の健康づくりを推進する。

障害福祉施策に関する最近の検討会の動き

障害者の地域生活の推進に関する検討会（平成25年7月～10月）

趣旨：平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、平成26年4月施行分とされている障害者の地域生活を支えるための事項について、その在り方について総合的に検討し、障害者が身近な地域において暮らすことのできる社会づくりを推進するための検討を行う。

検討事項

→ 平成25年10月に報告書を取りまとめ済み。

- ・ ケアホームとグループホームの在り方
- ・ 重度訪問介護の対象拡大の在り方
- ・ 平成24年衆参両院の附帯決議において掲げられた「地域における居住支援等の在り方」について など

長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会（平成26年3月～）

※ 精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会から、平成26年3月改称

趣旨：改正精神保健福祉法に基づく精神障害者の医療に関する指針に係る検討会において、長期入院精神障害者の地域移行について、引き続きの検討課題とされたことを踏まえ、長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の在り方について検討を行う。

※平成25年12月まで、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針について検討、平成26年3月7日指針告示済

検討事項

→ 平成26年7月頃、報告書を取りまとめる予定。

長期入院精神障害者の地域移行を更に進めるための、地域の受け皿作りの在り方等に係る具体的な方策に関する事項 など

障害児支援の在り方に関する検討会（平成26年1月～）

趣旨：平成24年4月施行の児童福祉法改正等により、障害児支援の体系の再編・一元化が行われた。その施行状況等を検証した上で、子ども・子育ての支援法の施行も踏まえた今後の障害児の在り方について検討を行う。

検討事項

→ 平成26年7月を目途に、報告書を取りまとめる予定。

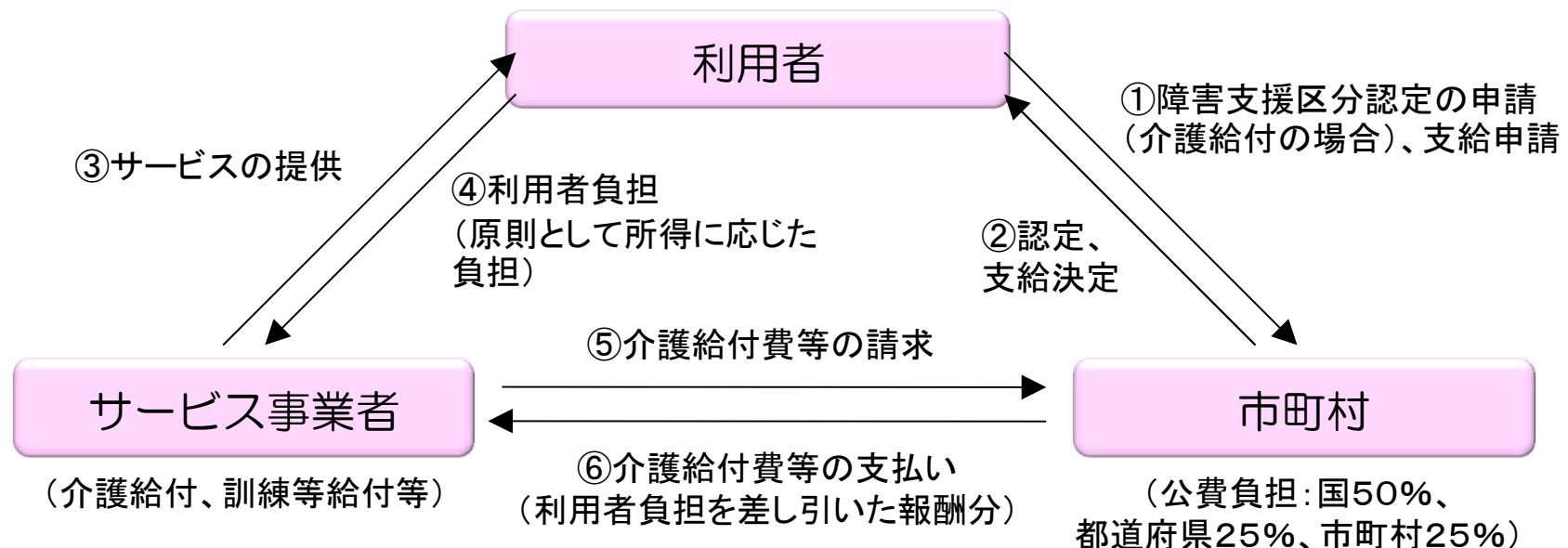
- ・ 児童発達支援センターの役割
- ・ その他障害児通所の在り方
- ・ 障害児入所支援の在り方 など

3 平成27年度報酬改定に向けて

障害福祉サービス等報酬について

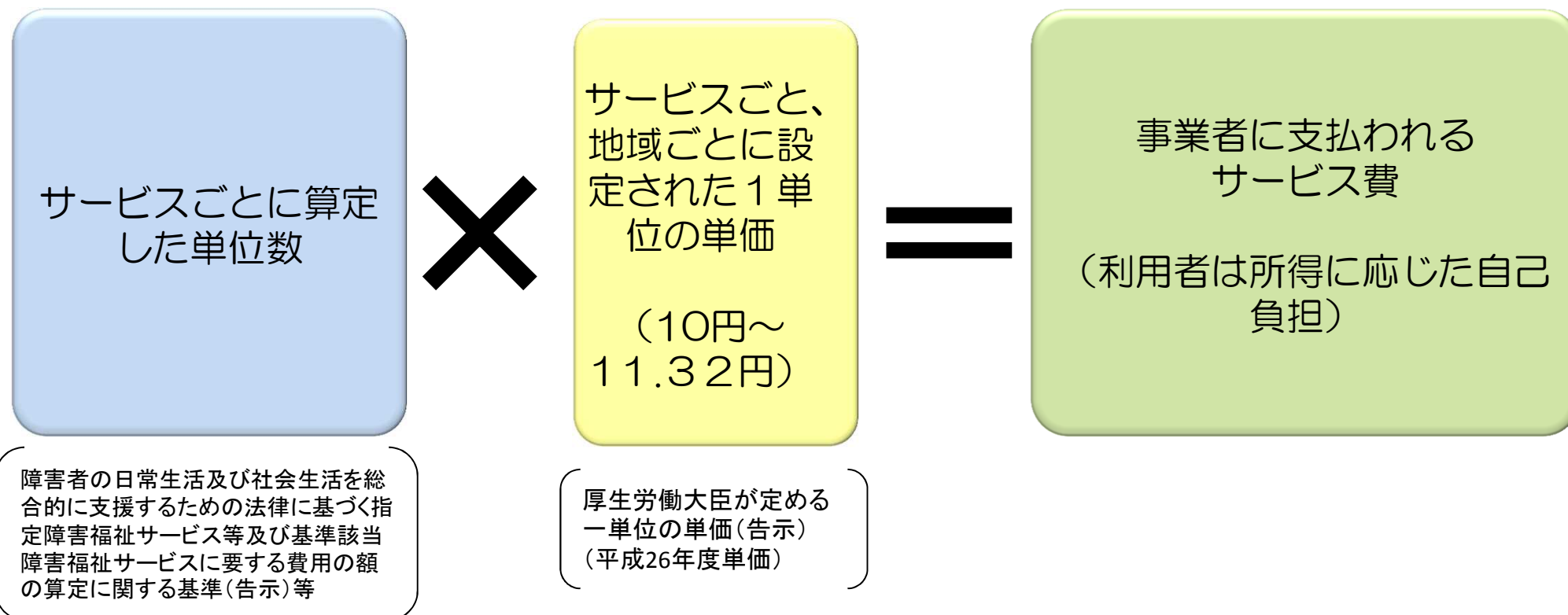
- 障害福祉等サービス報酬とは、事業者が利用者に障害福祉サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- 障害福祉サービス等報酬は各サービス毎に設定されており、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

【障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ(概要)】



- 障害福祉サービス等報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。（障害者総合支援法第29条第3項等）
- 利用者に直接障害福祉サービス等を提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を障害福祉サービス等報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、地域ごと、サービスごとに1単位の単価を設定している。

【障害福祉サービス報酬の算定】



平成24年度障害福祉サービス等の 報酬改定について

平成24年1月31日

平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定の基本的考え方

福祉・介護職員の処遇改善の 確保と物価の動向等の反映

○ 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算(仮称)を創設し、引き続き処遇改善が図られる水準を担保。

* 交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設。(処遇改善加算(仮称)が算定できない場合に算定)

○ 改定率の決定に当たっての考え方を踏まえ、前回改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律に(▲0.8%)基本報酬を見直し。

障害児・者の地域移行・ 地域生活の支援と経営実態等 を踏まえた効率化・重点化

○ 地域で暮らす障害児・者やその家族が地域社会で安心して暮らすことができるよう、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等

○ 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の平成24年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援について適切な報酬設定

○ 前回改定の効果の検証、定員規模に応じた経営実態等を踏まえた効率化・重点化

【参考】

厚生労働大臣・財務大臣合意(平成23年12月21日)【抄】

介護報酬改定の考え方と整合を取り、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率＋2.0%とする。

改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する。

賃金・物価の動向

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度 (年度途中)	平成21年度 ～23年度 累積
賃金	▲1.5%	0.2%	▲0.4%	▲1.7%
物価	▲1.7%	▲0.4%	▲0.1%	▲2.2%

障害福祉サービス等の収支差率

	平成23年 収支差率	平成20年 収支差率
全体	9.7%	6.1%
新体系	12.2%	5.4%
旧体系	7.6%	7.0%
障害児施設等	5.0%	-4.2%

平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定のポイント

共通事項

- ※ 単位数の記載は例示。
- ※ 新設の加算は仮称。

○ 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算(仮称)を創設。

- * 交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設。(処遇改善加算(仮称)が算定できない場合に算定)

○ 前回改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律に(▲0.8%)基本報酬を見直し。

○ 介護職員等によるたんの吸引等を評価。

- ・ 各サービスにおける看護職員の配置の有無や重度者に対する支援の評価の仕組みの状況等を踏まえ、今回の措置の対象となる者への支援を評価。

○ 食事提供体制加算の適用期限を3年間延長。

○ 基金事業として行われてきた通所サービス等の送迎に係る支援を評価。

- ・ 障害者自立支援対策臨時特例交付金相当分を障害福祉サービス報酬の中で対応することとし、新たに送迎加算を創設。
送迎加算【新設】[生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型の場合] → 27単位/回

○ 国家公務員の地域手当の地域区分(7区分)に倣って地域区分を見直し。

(平成24～26年度にかけて毎年度きめ細かく調整し、27年度から完全施行。)

個別サービスの主な改定事項

- ※ 単位数の記載は例示。
- ※ 新設の加算は仮称。

1. 相談支援

- 計画相談支援・障害児相談支援は、現行のサービス利用計画作成費の基本報酬を踏まえて基本報酬を設定しつつ、特定事業所加算分を組み入れて報酬単位を引上げ。

サービス利用支援【新設】 → 1,600単位／月

継続サービス利用支援【新設】 → 1,300単位／月

- 地域移行支援・地域定着支援は、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、特に支援を実施した場合等を加算で評価。

(地域移行支援)地域移行支援サービス費【新設】 → 2,300単位／月

退院・退所月加算【新設】 → 2,700単位／月

集中支援加算【新設】 → 500単位／月

障害福祉サービス事業の体験利用加算【新設】 → 300単位／日

体験宿泊加算(Ⅰ)【新設】 → 300単位／日(一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合)

体験宿泊加算(Ⅱ)【新設】 → 700単位／日(夜間支援を行う者を配置等して一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合)

(地域定着支援)地域定着支援サービス費【新設】[体制確保分] → 300単位／月

[緊急時支援分] → 700単位／日

2. 訪問系サービス

- 介護職員等によるたんの吸引等を評価。
 - ・ 居宅介護等における特定事業所加算の算定要件に、たんの吸引等を必要とする者を追加。
 - ・ 特定事業所加算(Ⅰ)を算定しない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価。

喀痰吸引等支援体制加算【新設】 → 100単位(利用者1人1日当たり)

3. 生活介護・施設入所支援・短期入所

生活介護

- **生活介護の人員配置体制加算を適正化。**(3年間で段階的に施行)
 (前回改定後の生活介護の利用者一人当たり費用額は、「報酬改定前の水準を下回らない」程度とした改定趣旨からすると著しい伸びとなっていることを踏まえ、旧体型サービスの新体系サービスへの移行後の安定的な経営にも配慮しつつ、人員配置体制加算の加算単位を見直す。)
- | | |
|---------------------|-------------------|
| 人員配置体制加算(Ⅰ)(平成24年度) | |
| 利用定員が21人以上60人以下 | 265単位／日 → 239単位／日 |
| 利用定員が61人以上 | 246単位／日 → 221単位／日 |
- ※ 利用定員20人以下の小規模事業所については、見直しの対象としない。
- **生活介護の大規模事業所の基本報酬を適正化。**
 定員81人以上の大規模事業所は、基本報酬の1000分の991を算定する。
 ※ 複数の単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限る。
-
- **生活介護のサービス利用時間に応じた基本報酬の設定。**
- | | |
|------------|--|
| 延長支援加算【新設】 | → [1時間未満の場合] 61単位／日
[1時間以上の場合] 92単位／日 |
| 開所時間減算【新設】 | 開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。 |

施設入所支援

- 施設入所支援の夜間支援体制等の評価を充実。
利用定員が41人以上60人以下 30単位／日 → 41単位／日

短期入所

- **短期入所の評価を充実(単独型・医療型の評価を充実、空床確保・緊急時受入れを評価)。**
- 単独型加算の見直し 130単位／日 → 320単位／日
- 特別重度支援加算(Ⅰ)【新設】 → 388単位／日(超重症児・者又は準超重症児・者に必要な措置を講じた場合に算定。)
- 特別重度支援加算(Ⅱ)【新設】 → 120単位／日(超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズの高い障害児・者に必要な措置を講じた場合に算定。)
- 緊急短期入所体制確保加算【新設】 → 40単位／日
- 緊急短期入所受入加算【新設】 → [福祉型短期入所サービスの場合] 60単位／日
[医療型短期入所サービスの場合] 90単位／日

4. 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)・自立訓練

共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

○ グループホーム・ケアホームの夜間支援体制等や通勤者の生活支援を評価。

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)【新設】 → 10単位/日(グループホーム)

夜間支援体制加算(Ⅱ)【新設】 → 10単位/日(ケアホーム)

重度障害者支援加算 26単位/日 → 45単位/日(ケアホーム)

通勤者生活支援加算の算定対象に追加(グループホーム・ケアホーム)

○ 事業所の規模に応じてケアホームの評価を適正化。

一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上の場合には、所定単位数に95/100を乗じた単位数で算定。

※ 一体的な運営が行われている共同生活住居とは、同一敷地内(近接地を含む。)であって、かつ、世話人・生活支援員の勤務体制が明確に区分されていないものをいう。

自立訓練(生活訓練)

○ 宿泊型自立訓練の夜間支援体制や通勤者の生活支援を評価。

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)【新設】 → 12単位/日(防災体制が適切に確保されている場合)

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)【新設】 → 10単位/日(緊急時の連絡体制・支援体制が確保されている場合)

通勤者生活支援加算の算定要件の見直し

通常の事業所に雇用されている利用者の割合が[現行] 100分の70以上 → [見直し後] 100分の50以上

○ 自立訓練(生活訓練)の看護職員の配置を評価。

看護職員配置加算(Ⅰ)【新設】 → 18単位/日(生活訓練の場合)

看護職員配置加算(Ⅱ)【新設】 → 13単位/日(宿泊型自立訓練の場合)

○ 宿泊型自立訓練の長期間の支援が必要な者を3年間一定で評価。

5. 就労系サービス

就労移行支援

- 就労移行支援の職場実習等を評価。
移行準備支援体制加算(Ⅰ)【新設】 → 41単位/日
- 就労移行支援の一般就労への定着支援の強化。
一般就労への定着支援に効果を上げている事業所を評価するため、基本報酬と就労移行支援体制加算の配分の見直しを行う。
就労移行支援体制加算の見直し〔就労定着実績 45%以上の場合〕 189単位/日 → 209単位/日
- 一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の評価を適正化。(平成24年10月施行)
〔過去3年間の就労定着者数が0の場合〕 所定単位数の85%を算定
〔過去4年間の就労定着者数が0の場合〕 所定単位数の70%を算定

就労継続支援A型

- 就労継続支援A型の短時間利用者の状況を踏まえ評価を適正化。(平成24年10月施行)
〔短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合〕 所定単位数の90%を算定
〔短時間利用者が現員数の80%以上の場合〕 所定単位数の75%を算定

就労継続支援B型

- 就労継続支援B型の目標工賃達成加算を拡充。
目標工賃達成加算(Ⅰ) 26単位/日 → 49単位/日

就労継続支援A型・B型(共通)

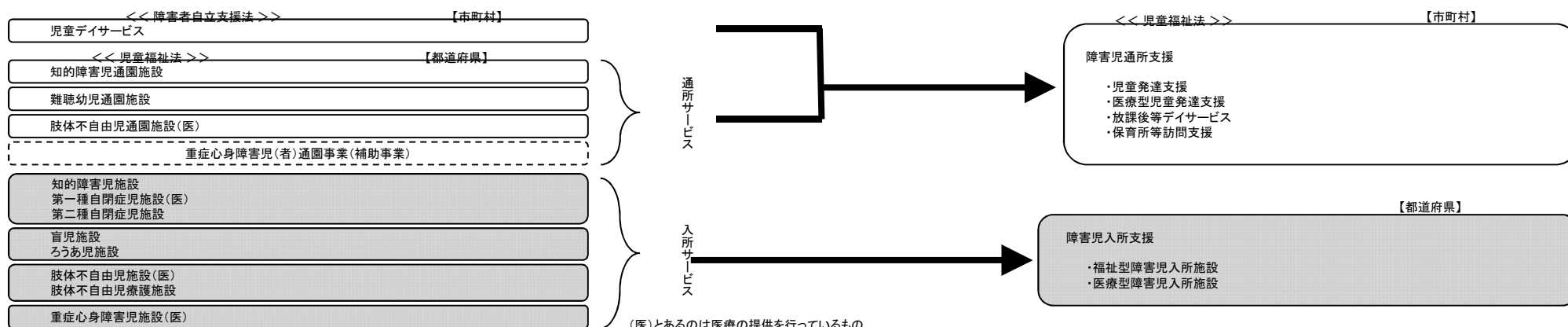
- 就労継続支援A型・B型の重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%の算定要件を緩和した区分を新設。
〔利用定員が20人以下の場合〕 障害基礎年金1級受給者が50%以上 56単位/日 → 56単位/日
障害基礎年金1級受給者が25%以上50%未満【新設】 → 28単位/日
※ 旧法施設からの移行事業所(経過措置) 障害基礎年金1級受給者5%以上25%未満【新設】 → 14単位/日(平成27年3月31日まで)
(平成24年3月31日までは、障害基礎年金1級受給者が5%以上の場合、56単位/日とされている。)

6. 障害児支援(含:18歳以上の障害児施設利用・入所者への対応)

- 新体系に円滑に移行できるように現行の水準を基本に報酬を設定しつつ、様々な障害を受け入れることができるように報酬上評価。
- 児童発達支援管理責任者は、別途専任で配置した場合に加算。
- サービス利用時間に応じて障害児通所支援の報酬を設定。
 - 延長支援加算【新設】 → [1時間未満の場合] 61単位
 - [1時間以上の場合] 61単位に2時間まで1時間を増すごとに+31単位
 - 開所時間減算【新設】 開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。
 - ※ 放課後等デイサービスを授業の終了後に行う場合には、開所時間が4時間未満であっても、本減算の対象とはならない。
- 放課後等デイサービスの学校から事業所への送迎を報酬上評価。
- 障害児入所支援の小規模グループケアによる療育や心理的ケアを報酬上評価。
 - 小規模グループケア加算【新設】 → (1日につき) 240単位
- 18歳以上の障害児施設入所者が引き続き必要なサービスが受けられるように配慮。

障害児施設・事業の一元化 イメージ

- 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



平成24年度報酬改定検討チームにおけるアドバイザーの意見

前回の検討チームの議論において、報酬改定後のサービスの動向やその在り方について、特に以下の事項について検証が必要ではないかとの意見があった。

- 処遇改善加算(仮称)等が障害福祉サービス等従事者の処遇改善に確実に繋がっているかどうか。
- 相談支援や障害児支援、介護職員等によるたんの吸引等に係る新たな事業の円滑な施行に資するような水準の報酬が設定されているかどうか。
- 就労系サービスの報酬改定により一般就労への移行が促進されているかどうか。
- サービス利用時間の観点も含め、生活介護等自体のサービスの質がどのようなものとなっているか。

こうした事項を含め、今回の改定が企図した効果を挙げているかどうかについて、客観的なデータに基づく検証を行って、これを次回改定の検討に活かしていくなど、客観性・透明性を確保するために引き続き取り組んでいくこととする。

平成24年度報酬改定における地域区分の見直しについて

地域区分の見直しの全体像

＜現行＞					＜見直し後＞									
地域割り			5区分					7区分						
上乗せ割合			特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
			12%	10%	6%	3%	0%	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
対象地域	官署所在地	国家公務員の調整手当支給地域					国家公務員の地域手当支給地域							
	官署が所在しない地域等	・上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・以前官署が存在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）					上記の ・対象地域に囲まれている地域 ・対象となっている複数の地域に隣接している地域 ※上乗せ割合は、隣接する対象地域の区分のうち、低い区分と同様							
対象とする市町村の区域の時期			平成15年4月1日					平成24年4月1日						

* 上乗せ割合が変動する地域については、平成24年度～26年度にかけて、引き下がる(下がる)分の上乗せ割合を、毎年度「1/4」ずつ段階的に引き上げ(下げ)、平成27年度から完全施行。

「福祉・介護職員処遇改善加算等」の概要

1. 目的

- 平成21年度補正予算において、福祉・介護職員の給料を月額平均1.5万円引き上げる、福祉・介護職員処遇改善交付金が創設された。
- この交付金は平成23年度で終了するため、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、交付金と同様の仕組みで、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を創設した。

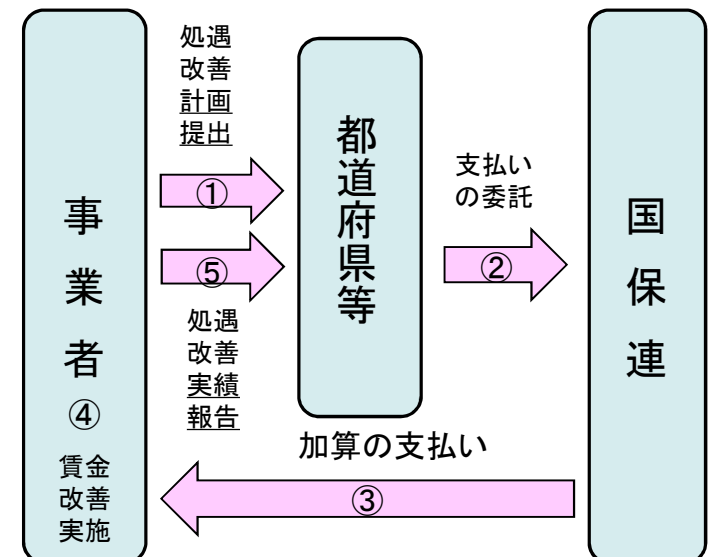
2. 加算の概要

- 各事業所の障害福祉サービス等報酬総額に、一定の加算率を乗じた額を事業所に交付し、福祉・介護職員の賃金改善を図る。（福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額等）

3. 加算の算定要件

- 1 賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員に周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
 - 2 事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告すること。
 - 3 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。また、労働保険料の納付が適切に行われていること。
 - 4 キャリアパス要件として、次の(1)又は(2)に適合すること。
 - (1) 福祉・介護職員の任用等の要件（賃金に関するものを含む）を定め、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (2) 福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - 5 平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善の内容及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。（定量的要件）
- ※ 上記の要件について、適合状況に応じて減算される。

加算の支払いイメージ



障害福祉サービス等報酬における消費税引上げ対応について(平成26年4月)

<報酬本体の改定>

- 平成26年4月に消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、障害福祉サービス等報酬等においても、各サービス毎に影響する相当分について改定を行う。
- 具体的な算出に当たっては、直近データの「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等により、サービス毎の支出に占める課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当てを行う。

消費税引上げに伴う障害福祉サービス等報酬全体の平均改定率 0.69%

<報酬改定による国庫負担基準額の対応>

- 市町村に対する国庫負担基準については、報酬単価に連動して見直しを行う。

<報酬改定の方法について>

■ 基本報酬単位への上乗せ

消費税影響分を適切に手当てするため、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

■ 加算の取扱い

各加算については、加算内容に占める課税割合が軽微である、又はもとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新報酬単位数

＝{[基本報酬単位上乗せ率]＋[加算に係る上乗せ率]}×現行報酬単位数